

イサイオス弁論集（1）

高島 純夫

凡例

一、以下はイサイオスの第一番、第三番、第七番、第八番弁論の翻訳である。元来は授業の参考資料として作ったもので、わかりやすくするよう代名詞を具体的名前に置き換えるなど訳文にかなり説明を盛り込み、それぞれのまとまりごとに題を付けていた。今回訳文を見直し、わかりやすいと思われるものはある程度残し、まとまりごとの題も残したが、テクニカル・タームなどは用語集をつくりそこで説明することとした。用語集にある単語については「*」を付けている。

二、各弁論に簡単な「解題」を付け、註は必要最低限に留めた。史料として読み取れること、読み取るべきことはいろいろあるが、それについて触れることはしていない。

三、テキストは、W.Wyse, *The Speeches of Isaeus: With Critical and Explanatory Notes*, Cambridge, 1904 (Cambridge Library Collection, 2013)を底本としている。底本から離れた場合もあるが、それも底本の apparatus criticusにある。

四、Wyseの註は「ずいぶん役に立った」。この他に第七弁論、第八弁論については、B. Griffith-Williams, *A Commentary*

on Selected Speeches of Isaias, Leiden & Boston, 2013を参照した。この他にテクニカル・タームの理解のために参照した文献は数多いが、ここでは一々挙げることをしない。翻訳を参照したものとしてつぎの二つのみをあげておく。E. S. Forster: *Isaens* (The Loeb Classical Library), 1927; M. Edwards, *Isaens: Translated with introduction and notes*, Austin, 2007.

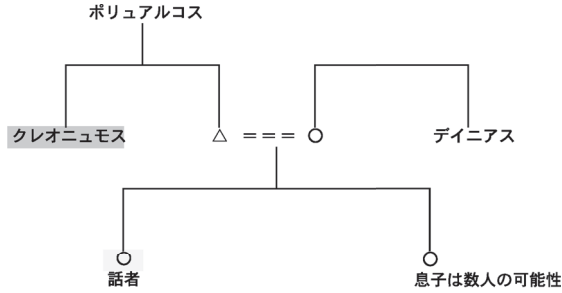
第一番弁論

『クレオニユモスの財産について』

解題・・・クレオニユモスは死んで遺書を遺した。その遺書に従って相続は実行されたが、それに対してクレオニユモスの甥に当たる話者が相続権を主張して異議を申し立てた。こうした手続きは異議申立* *anagōgē* と呼ばれる。その結果開かれたのがこの裁定裁判* である。話者側は遺言書の真偽は問題としていない。クレオニユモスが書いたのは確かだが、それは甥の父方の叔父、クレオニユモスからすれば妹の夫、つまり義弟の弟であるデイニアスと対立したからだと主張している。デイニアスはまだ未成年であった話者たちの養育者* になっていた。とすれば、自分が死んだときには甥である話者たちに自分の財産は渡るのであるが、実際はその養育者であるデイニアスがその財産を手にするようになる。それはかなわない、と考えたから遺言書を作り甥たちに財産が行かないようにした、というのである。その後、デイニアスは死に、クレオニユモスは話者である甥たちの面倒を見るようになり、彼らを可愛がるようになった。従って、彼の死の直前に親しかったのは話者たちであり、そのため前に書いた遺書を取り消そうとしたのだが、その途中で死んでしまった。以上が本弁論の主張である。

遺書に指定されていた相続人が誰で、何人いたのか、この弁論だけが史料であるから、よくわからないところがある。フェレニコスが入っていたことは確かであり(四五節)、おそらくポセイディッポスとディオクレスもその中に入っていたのであろう(二三節)。その他に名前が出るケフィサンドロスは彼らの親族であるが遺書に指定はされていないかかったものと思われる(一六、二八節)。また、シモンは梗概には指定されていた者として挙げられているが、読む限りそれを確認できない(三二―三三節)。

本弁論の主張は、要するに遺書よりも、親族としての近しさを尊重すべきである、特に故人の情愛の対象が近し



イサイオス第一番『クレオニュモスの財産について』

い親族にあつたことを、遺書の形よりも考慮すべきだということである。この裁定がどのような結果になつたのかわからない。弁論の年代として、ワイズは母音連続 hiatus を避けようとする傾向からイサイオスの後期の作品の一つとする見解があることを紹介しているが、母音連続を避けようとしている作品とそれにかまつていない作品との年代が結局混在していることを指摘し、イサイオスは実務的人間といかとしている。エドワーズは、文の最後のリズムから前三五年頃とする説を紹介している。

註

(1) ギリシア語の性格から父の兄か弟かわからない。同様に姉か妹かわからない。本翻訳ではそうした例が多く現れ、その度ごとにどちらにも通用するようにしたり、両方を並記したりするのは、読む上で大変に煩雑になるので、訳者の感覚でどちらかに一意的に決めてしまうことにした。したがって、兄か弟か、姉か妹か、さらに伯父か叔父か、従兄か従弟か、従姉か従妹か、訳にはどちらかが使われているが、けつして年齢差に基づく事実とは限らないことを承知されたい。ただし、訳者としても年の差を考へてなるべくありそうな方を取ろうとしている。また二人の伯父叔父が現れて違いを際立たせるため別の字を取ろうとしたこともある(本弁論はその例である)。

梗概・・・死んだクレオニュモスの甥が親族の順序に従つて遺産を要求した。フェ

レニコス、シモン、ポセイディッポス側の者たちが自分たちに有利なように提出した遺書は、真実のもので役人のもとに預けられたものであることに同意しているが、クレオニユモスが彼らの養育者であるデイニアスに怒ったときのもので、後に取り消そうと市域監督官を呼びにやったあと、突然に死んだのだと主張している。さらに、彼らの祖父でクレオニユモスの父であるポリュアルコスが、もしクレオニユモスに何かがあつた場合は、遺産を彼らに渡すよう命じたと主張している。争点は相続権主張に基づく二者間の決着である。一方は、もともとあつた遺書に依拠し、他方は、それを取り消すために役人を呼びにやったと主張し、クレオニユモスの最後の行動に依拠している。

序文

一 クレオニユモスの死によつて私に起こつた変化は、皆さん、たいへん大きなものでした。生きている間、彼は私たちに財産を残しました。しかし、死んでからはそれを失う危険に私たちをさらしているのです。生きている間私たちは彼から健全に育てられ裁判所には行つたことさえありませんでした。しかし今や私たちは全財産をめぐつて争うためにやつて来ております。相手方はクレオニユモスの財産のみならず父祖伝来の財産まで要求し、私たちが彼の現金まで保有していると主張しております。二 彼らの親しい友人や親族は、クレオニユモスの残した財産のうち異議を申し立てていないものについてさえ、彼らと同じ分け前を私たちが持つことを認めておりますが、相手方の厚顔無恥は極まっております、私たちの父祖伝来の財産を私たちから奪おうとしているのです。それは、皆さん、彼らが正義を知らないからではありません、私たちがとても孤立無援の状態にあることを知っているからなのです。

三 皆さん方の下にやつて来ている私たち双方が、どのようなことを根拠にしているのか、どうぞ考えて下さい。相

手方は、伯父が書いたのですが、私たちに非を認めてではなく、私たちの親戚の一人に腹を立てて書き、死の間際にはポセイディッポスを役人の下に派遣して取り消した、そうした遺言書に頼っています。四 私たちは最も近い親族ですし、伯父にとって誰よりも愛おしい縁者であり、法も私たちに親族法によって相続権を与えておりますし、クレオニユモス本人も私たちとの間にあった愛情のゆえにそうしようとしておりました。さらに、クレオニユモスの父で私たちの祖父であるポリュアルコンは、クレオニユモスが子供のないうまに死んだら、私たちに彼の財産を与えるようにならなければ規定しておりました。五 こうした状況が私たちにはあり、相手方は親族ではありませんが、何も語るべき正義がないにもかかわらず、相続権を主張するのが恥ずかしいような、何の資格もない財産について、恥知らずにも私たちが法廷の場に立たせるようにしたのです。六 私には、私たちがお互いに対し同様な思いを持っていないように思われます。私の方は、現今の最大の災難は、不当に危険にさらされていることではなく、親族と、つまり自分自身をその者のために防衛することさえよいとは思われぬ人たちと、争っていることだと思っております。親族である彼らを私自身を守るために傷つけることは、最初に彼らによって傷つけられることにならぬ災難だと思っております。七 ところが彼らの方はこうした考えを持っておらず、友人を呼び集め、弁論家を用意し、彼らの力のすべてをあげて私たちの下にやって来たのです。親族、近親の者と争うというより、まるで敵に復讐するかのようです。八 彼らの恥知らずぶり、底知れぬ欲深さは、皆さんがすべてをお聞きになればより良く理解されることでしょう。私たちの争点について、私は皆さんの理解が素早くなされると私の思うところからはじめて、皆さんにご説明をいたしましょう。

説明

九 父の弟である叔父のデイニアスが、孤児となった私たちの養育者となりました。叔父はクレオニユモスと喧嘩を

する事態となりました。彼らのどちらがこの喧嘩の原因であるかを告発するのは私のなすべきことではありませんが、かつて友人であった者たちが何らかの言葉の行き違いからさしたる理由もなしに互いにかくも気まぐれに敵対するようになったことについては、両者ともに非難したいと思います。一〇　そして、この時、怒りからクレオニユモスはこの遺言書を作ったのです。後に語っていたように、私たちに何らかの非を認めたからではありません。私たちがデインアスによって養育されているのを見、自分自身が私たちがまだ子供の時分に死んでしまつて遺産を残すことになるのではないか、そうすれば私たちの財産となったものはデインアスの管理下に入つてしまふのではないか、と恐れたからです。彼は恐ろしいことだと思つたのです。親族のうちでもっとも敵対している者が自分の財産の管理人になる、(死んだ)彼に対する慣例の行事を私たちが大人になるまで、自分が生きている時には仲違いしていたこの人物が行う、というのです。一一　それが正しいことであるかそうでないかはともかく、こうしたこと念頭に、彼はこの遺言書を書いたのです。直ちにデインアスが私たちあるいは父に何か非があるのか聞いたのですが、あらゆる市民がいる前で何の咎もないと答え、彼の怒りがこの遺言書を作らせ、健全な思惑がそうしたのではないことの証言をなしたのです。実際、皆さん、彼に何らの害を加えていない私たちに、どうしてつらい思いをさせようなどと彼が考えたでしょうか？

一二　後々に彼のなしたことが、彼が私たちにこうした害悪をなそうとしなかつたことの最大の証言者となることでしょう。実際、デインアスの死後、事態が私たちにとつて悪い方に傾いた時、私たちに足りないものがないよう何一つ見逃しませんでしたし、私たちを自分の家に入れて育ててくれ、財産を取り上げようと画策した債権者たちから私たちを守ってくれ、私たちのものをあたかも自分自身のものであるかのように親身に面倒を見てくれたのです。一三　こうした行動の意図から彼を判断すべきであつて、遺言書から判断すべきではないのです。怒りとともになしたことを証人にするのではなく——そもそも怒りの中では誰でも間違いを犯すのですから——、後の彼の意図がはっきりとして

いる行動を証人とすべきなのです。さらに死の間際においても私たちへの思いをはっきりと示したのです。一四 彼が死ぬことになった病気ですでに弱っていた時、この遺言書を無効にしようと望んで、ポセイディッポスに役人を連れて来るよう命じました。しかし、この者は連れて来るのに失敗したばかりか、戸のところまでやって来た役人の一人を追い返したのです。クレオニユモスはこの男に怒りを発し、再び次の日に役人たちを呼んで来るよう今度はディオクレスに命じました。ですが、彼はひどく弱っていてそれどころではなかったのです。しかし、まだ希望はあったのですけれど、突然その夜死んでしまったのです。

一五 さてまず、皆さんに証人を提出いたしましたでしょう。私たちに非を認めていたのではなく、デイニアスとの争いからこの遺言書を作ったということなのです。ついで、デイニアスの死後私たちの財産のすべての面倒を見てくれたこと、彼の家に入れて私たちを育てたことです。さらに加えてポセイディッポスを市域監督官*のもとに送ったけれど、彼は呼んで来ることができず、戸のところまで来た役人を追い返してしまったことです。一六 私が真実を語っていることを示すよう、証人を呼んで下さい。

証人

さらに相手方の友人が、ケフィサンドロスを含めて、財産を分けクレオニユモスの全財産の三分の一を私たちが受けるべきだ、と考えていたということを示すため、証人を呼んで下さい。

証人

証明

一七 さて、皆さん、思うのですが、財産をめぐるあらゆる争いは、私たちがやっているように、自分自身がおいても友情においても死者により近いことを証明したなら、その他の議論は回り道でしかないのです。ところが相手方はそのどちらにおいてもそうではないにもかかわらず、おそれ多くも自分たちに資格がないことについて議論をなし、しかも嘘を言っているのです。私は短くもこうした点についても語りたいと思います。

ありそうなことeikosからの証明

一八 彼らは遺言書に頼り、クレオニューモスが役人を呼びにやったのはこれを無効にしようとしてではなく、修正し自分たち自身への遺贈分を確かなものとしようとしたのだ、と主張しております。皆さんどうか考え下さい。怒りとともに作った遺言書を、私たちに親しみを抱いた時に、無効にしようと思んだというのと、私たちが自分のものをより確実に奪おうとしたというのと、どちらがありそうかをです。一九 ほかの人たちなら、怒りにまかせて親族を害したことを後に悔いるものです。ところが相手方の主張によれば、私たちに最大の親愛の情を抱いたまさにその時に、怒りにまかせて作った遺言書を確実なものとすることを欲した、ということです。私たちがこれに賛成し、皆さんがこれに信ずるとすれば、相手方は彼の完全な錯乱ぶりを告発していると考えることとなります。二〇 いったいどんな錯乱がこれ以上の事態をもたらすでしょうか。デイニアスと争っている時には、私たちに害を与えた上、デイニアスを罰する

のではなく最愛の者を傷つけるこうした遺言書を作り、私たちと親しく接し最大に尊重してくれていた現在においては、相手方が主張しているように、甥のみには自分の財産を残さないままにしておく、といった事態です。誰が健全な心で、皆さん、自分の財産についてこうしたことを望むでしょうか。二一 それですから、こうした議論で相手方は自分たちの議論について皆さん方が容易に判断が下せるようにしたのです。なぜと申して、私たちが主張するように、遺言書を無効にすることを望んで役人を呼びにやったのだとすれば、彼らには言うべき論理がありません。一方、彼がかくも錯乱しており私たち、彼にもつとも近しくもつとも愛おしむべき友人をまったく尊重しないほどになっていたとしたら、こうした遺言書を皆さんは無効にすべきでしょう。

相手方の主張する行動からの証明

二二 つぎに、相手方はクレオニュモスが、自分たちの遺贈分を確かなものとするため、役人を呼びにやったと主張しながら、いざ彼らに命令されたなら役人を導こうとせず、戸のところまでやって来た役人を追い返したということをお考え下さい。二つの相反する選択のうちどちらを望むか、つまり財産をより確実なものとするか、あるいは何もせず彼に憎しみを引き起こすか、いずれかを選ぶかに際して、彼らは憎しみをそうした贈与より優先させて選んだということです。このこと以上に信じられないことがどうしてあり得ましょうか。二三 望まれたことをやればとても多くを得ることが出来る者が、あたかも罰せられようとする者の如く、義務の遂行を差し控えたということです。一方、クレオニュモスの方は彼らの利益を図ることにとても熱心で、ポセイディッポスが仕事をなおざりにした時には、彼に怒り、再び同じことを翌日ディオクレスに望んだほどだったのです。

遺言書に修正の必要がないことからの証明

二四 もし、皆さん、相手方が主張しているように、書かれた遺言書において彼らに財産を与えているとすれば、私には驚くべきことに思われるのです。いったい何を修正してより有効性を高めようと考えたのでしょうか？ 他の人には、皆さん、遺贈としてこれは標準的ではありませんか。二五 さらに彼が何かを書き足したいと望んでいたとして、書類を役人のもとに預けられぬとすれば、どうして別の書き付けに同じことを書いて残さなかつたのでしょうか？ 皆さん、彼は役人のもとに預けられている文書以外を取り消すことはできなかったのですが、もし何かを望めば別の文書に残すことは可能だったので。そして、私たちに議論を起させないようにすることができたのです。

相手方の恥知らずぶり

二六 それでは、もし私たちが、彼が遺言書を訂正したいと望んでいたと認めるとしても、彼がその遺言書を正しいものと考えてはいなかつたことが、皆さん方の誰にでも明らかでしょう。さらにここで相手方の恥知らずぶりを考えてみて下さい。彼らはこの遺言書が有効だと主張しているのですが、この遺言書を伯父が正しいものと考えていなかったことに彼らは同意しているのです。そして、私たちに法にも正義にも死者の意図にも反した投票をせよと説いているのです。二七 さらに彼らの放言が極まつたのは、クレオニユモスが私たちに自分の財産を相続させることを望んでいなかったと言いつつ時です。いったい、皆さん、生きている間に自分の財産から最大の援助を与えた者以外の誰に、それを持たせたいと思うでしょうか？ 二八 何よりも驚くべきことではありませんか。相手方の親族であるケイサンドロスさえも、私たちそれぞれが財産の分与に与るのが当然だと考えていたのに、私たちにもっとも親しく、私たちを自分の家に入れて世話してくれ、私たちのことをまるで自分自身のことであるかのように面倒を見てくれたク

レオニユモスの方は、一人だけ私たちが自分の相続に与らないことを望んだというのは！ 二九 皆さん方の誰が信ずるといふのでしょうか？ 相手方が親戚の中で誰よりも私たちに親切で温厚であるなどということをも。また、私たちがよく扱う義務を負い、世話しないことを恥ずかしいと感ずべき伯父が、自分の財産の何も私たちに与えないなどということをも。さらにそうした義務を負わず、恥ずかしさを感じずる必要もない彼らが、彼らの主張によれば私たちには権利のない財産を私たちと共有すべきなどということをも。こうしたことは、皆さん、全く信じられないことです。

クレオニユモスとデイニアスとの喧嘩について

三〇 つぎに、もしクレオニユモスが双方の側に、遺言書を書いた時と同じ感情を持ち続けて死んだのだとすれば、皆さん方が彼らの言葉を信ずるのも無理からぬことかと思えます。しかし、まったく反対であることを見出されるでしょう。かの時、彼は私たちの養育者であったデイニアスと仲違いしていたのですが、私たちとは未だ親しくはなく、相手方の全員とはいいい関係を結んでいたのです。しかし現在は、相手方の何人かとは仲違いし、私たちとは他の誰よりも親しい関係となったのです。三一 彼が相手方と仲違いした理由について言う必要はありませんが、その大きな証拠を申し述べましょう。それについての証人も提出いたします。まず、デイオニユソスへ犠牲式を行う際、彼は親戚の全員と多くの市民とを招待したのですが、フェレニコスは招かなかったのです。ついで死の直前、シモンとともにパノルモスに行き、フェレニコスに会ったのですが、彼に話しかけようとしませんでした。三二 さらにシモンは仲違いについて問い質したのですが、敵対関係について詳細に語り、いつかフェレニコスにあいつのことをどう思っているかを示してやると脅したのです。私が真実を語っていることの証人を呼んで下さい。

証人

三三 皆さん、私ども双方に対する彼の態度はこのようだったのですが、もつとも親しいと感じていた私たちに、彼らの言うように一言の言葉も残さないようにした、一方喧嘩をしていた彼らには財産が皆に確実に行くよう配慮していた、そうしたことが皆さんには考えられますか？ 敵対関係があったにもかかわらず、彼らを尊重し、近しさ愛情がかくほどもあったにもかかわらず私たちにはむしろ非道い目に遭わせようと試みた、そんなことが考えられますか？

三四 私としては、彼らが遺言書なり死者なりを非難したいと望んでいた場合、これ以上皆さん方に何を言えたのかわかりません。彼らは、遺言書は正しいものでも遺言した者に気に入るものでもなかったと言い、彼がひどい錯乱状態にあったと非難して、そのため自らと仲違い状態にあった者たちを近しく感じていた者たちより尊重するようになり、生きていた間は語ることもしなかった者に全財産を残し、もつとも親しいと感じていた者はほんの小さな財産にも当たらないと考えた、と主張しているのです。三五 それですから、皆さん方の一体誰がこの遺言書が有効であると投票するのでしょうか？ この遺言書は遺言した者が正しいと考えず拒絶したものであり、相手方も私たちと同じ取り分を取ることを望んで実際に無効にしようとしているものです。さらに加えて、私たちはそれが法にも正義にもそして死者の意志にも反していることを皆さん方に示しているものです。

近きさと愛情について

三六 皆さん方は私たちについての正義を、相手方自身からもつとも良く知ることができると、私は思います。もし

人が彼らに、なぜクレオニユモスの財産の相続人となると考えるのか、と問うたら、つぎのように言うしかならうと思います。血においても自分たちは関係があるのだ、そして彼はある時には自分たちに親切だったのだ、とです。こう語るとすれば、それは彼ら自身のためより私たち自身のためになるのではないのでしょうか？ 三七 なぜなら、もし血の近さによって相続者になるのだとすれば、私たちはもつと近い関係を持つているのですし、もし存在する愛情によって決まるのだとすれば、彼が私たちにより多くの愛情を抱いていたことを誰もが知っております。かくて、正義は私たちからではなく、相手方自身から学ばねばならないのです。三八 まったく恐ろしいことではありませんか、自分自身が血においても死者に対する愛情においても他者より抜きんでいることを示したとき、皆さん方はほかの場合であればその者たちに投票するのに、どちらの点においてもそうであることが万人によって認められている私たちだけは、彼の財産の相続人に相応しくないと皆さん方がするとすればです。

血の近しさ

三九 クレオニユモスの父、つまり私たちの祖父であるポリュアルコスが生きていたとき、必要なものが不足したり、クレオニユモスが娘を残して死んだりした場合に、血の近さのゆえに祖父の面倒を見たり、クレオニユモスの娘を自分たち自身が娶ったり、嫁資を与えて他の男に嫁すようにしたりするよう強制されるのは、私たちだったのです。親族としての結びつきからも、法からも、皆さんに対する恥ずかしさからも、私たちはそうすることを強制され、さもないければ最大の罰やひどい非難が降りかかってきたのです。四〇 ところが今、財産が残されているのですが、これが私たちではなく別の者の相続分だとすることが正しいことだと皆さんは思われるのでしょうか。不幸は最近親の者に共有するよう強制し、遺産が残ったらそうした者たち以外の誰でもが権利があるとするなら、そうした投票は正義でも皆さ

ん方自身の利益でも法にかなったことでもないのです。

血の近しさと遺言書との比較

四一 皆さん、親族としての近しき、事の真実にしたがって、皆さんが今までなさってきたように、ご投票下さい。そして遺言書に基づいて論議を巻き起こしている者よりも親族としての扱いを求めている者にご投票なさるべきです。皆さん方全員が親族としての近しきをご存じなのですし、皆さん方を欺すことはできないからです。それに対し遺言書の方は、すでに多くの者が偽物を作り、ある者はそれをまったく偽物でないものにしてしまったのですが、中には悪しき意図を持って作った者もいたのです。四二 今回の場合、皆さん方は私たちがこの争いにおいて基づいている、私たちの親族としての近しきも愛情もすべてご存じです。相手方が告訴常習者よろしく私たちに対峙する源となっている遺言書については、皆さん方の誰も有効なものだとはわからないのです。さらに、私たちの近しきについては、相手方自身によっても認められていることを見出されるでしょう。一方、遺言書の方は私たちによって争われています。彼らは伯父のそれを無効にしようという希望を妨げたのですから。四三 それですから、皆さん、私たち双方が認めている親近性によって投票する方が、正当ではない遺言書に基づいてそうするよりもはるかに立派なことなのです。かてて加えて、クレオニユモスは良く思慮をめぐらした時には取り消そうとしたのであり、怒り正当な判断ができない時にそれを作成したということをお考え下さい。熟慮より怒りが有効であると皆さん方が判断するとすれば、それはとても恐ろしいことであります。

クレオニユモスが生きていたとしたら

四四 皆さん方は、もし生きていれば皆さん方ご自身から相続を受けることになる人間から相続するのが当然であると考え、もし相続しなかったとしたら怒りを発することと思います。では、クレオニユモスが生きているとして、私たちの家なり相手方の家なりが相続人のいないままに残された場合、彼が相続人となるのはどちらの家かお考え下さい。彼が相続する権利のある者たちが、彼の財産を相続するのが正しいことだからです。**四五** さて、フェレニコスと彼の兄弟たちの誰かが死んだなら、彼らの子供が残されたものについて権利があり、クレオニユモスに権利があるわけはありません。ところが、そうした運命が私たちを襲ったとすれば、クレオニユモスがすべての財産の相続人となるでしょう。私たちに子どもはいませんし、その他の親族もいません。彼が血においてもっとも近親の者ですし、関係においても誰よりも親しい者なのですから。**四六** それですから、この故に法も彼に相続を認めているのですし、私たちもほかの誰かにこうした相続を許そうとは思いません。生きている時に彼に財産を託し、私たちの財産についての権限が私たちよりも彼にあるようにはしません。死に臨んでは誰よりも愛おしく思う者を押しつけてほかの者を相続者にするようなことはないでしょう。**四七** それですから、皆さん、双方の中で私たちが遺贈する上でも受け取る上でも近い者であることがわかりでしょう。相手方は恥ずかしげもなく、親しさも親族としての近しさもあると主張しております。何かが遺されていれば取るうというのです。しかし、遺贈する時になれば、より近く親しいたくさんの者たちを彼よりも優先することでしょう。

結論

四八 話してきたことを要約します。どうぞ皆さん注意して耳を傾けて下さい。相手方が主張し、皆さんを説得しよ

うとしたのは、かの者がこの遺言書を書いたとということですが、後に彼が後悔したことは語らず、今もなお私たちが彼の財産の何も獲得しないよう望んでおり、彼ら自身には相続を確かなものにしてほしいのだ、としております。

四九 こうしたことを語りながら、彼らは未だ示していないのです。血においてクレオニユモスにより近いということも、親愛の情において彼らの方が私たちよりより愛情を持っているということも。クレオニユモスを非難しながら、それが正しいということも皆さん方に示していないことを思い出して下さい。五〇 それですから、皆さん方が彼らの言うことを信ずるのだとすれば、彼らを彼の相続人にするのではなく、クレオニユモスの錯乱を非難すべきなのです。私たちの言うことを信ずるのだとすれば、彼が遺言書を無効にしようと望んだ時に正常な望みを持っていたと認識し、私たちは告訴常習者ではなく、このことについて正当な訴えをしていると考えるべきです。五一 最後に皆さん、皆さん方は彼らの発言にしたがってこの問題を判断することはできないということをご銘記下さい。なぜなら、世にも恐ろしいことになるからです。相手方は私たちが財産の一部を取ることには正当だと認めているのですが、皆さん方が彼らが全部を取るべきだと投票するならば、です。また彼らが自分たち自身が認めている以上に取るようにお考えになるとすれば、また私たちに相手方が認めているほど認めないとすれば、です。

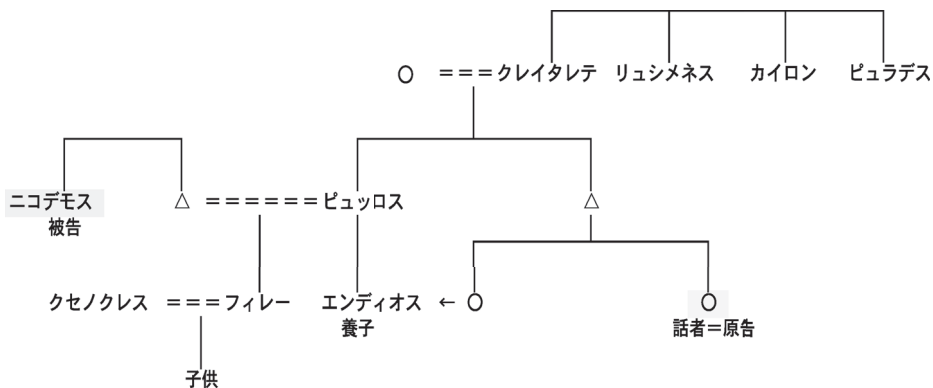
註

(2) 読む限りシモンは遺書に指定されていなかったものと思われる(解題参照)。

『ピュッロスの財産について』

解題・ニコデモスなる者を偽証罪で訴えている裁判の原告側弁論である。裁判はピュッロスの財産に関わっている。ピュッロスは彼の妹の息子であるエンディオスを、遺書によって養子にした。彼の財産は養子となったエンディオスに受け継がれ、二〇年以上を経過した。エンディオスが子供を遺さず死ぬとすぐに相続権主張*の申立てが行われた。クセノクレスが妻フィレーのために、妻に相続権があると申立てたのである。これに対してはエンディオスの弟——それはつまりこの弁論の話者であり、以後話者と言うこととしよう——から反論がなされ、彼は自分の母がピュッロスの妹であり、相続権を持つと対抗して主張した。このままでは裁定裁判*に進むはずであったが、クセノクレスはこれに対し、自分の妻が正式にピュッロスと結婚した妻からの子であるとする宣誓証言*を提出した。これにより裁定裁判への進行は一時頓挫する。このため話者はクセノクレスに対し偽証罪訴訟*を起こし、勝利した。これにより裁定裁判は話者側有利に進むはずであったが、今度はこれに対し、クセノクレスはピュッロスの遺書の証人を提訴すると宣言した。再び相続をめぐる争いは中断し、のみならず今度はエンディオスの正当性をめぐる議論へと発展していく可能性が生じた。エンディオスの正当性が否定されれば、話者の側への相続の可能性は低くなる。話者はそれを妨げるためにクセノクレスの最初の申立ての際の主要な証人であるニコデモスを偽証罪で訴えた。これに勝利すればクセノクレスの申立てが成り立たないことが明らかになって、彼の相続権主張はもはや進めることは出来ないだろう、少なくともクセノクレスの側に相続権を主張して裁定裁判を求める理由はなくなる。おそらく、こうしたことが話者側の狙いであったと思われる。その偽証罪訴訟での原告側弁論が本弁論である。

これは私訴*であって裁定裁判ではないから、原告被告があり、勝敗がある。これまでに一連の経緯があり、前に



Isaios 3: 『ピュロスの財産について』

も同じ争点で偽証罪訴訟を争い勝利しているから、議論や証拠はその時の繰り返しとなっているようである。要するに話者の言いたいのは、フィレーは遊女とピュッロスとの間に出来た庶子であり、エンディオスの受け継いだピュッロスの財産の相続権はないということである。しかし、彼にはそれを証明する決定的証拠がない。そのため彼がとるのは、ありそうなことの推論である。三タラントンの財産を持つ家に妹を嫁がせるのに証人を一人しか用意せず、嫁資についての取り決めも何もしないなどは考えられない、これは彼女が遊女であったためとしか考えられない、といった推論を多用することとなる。ここからアテナイ人の結婚に対する考えや嫡子庶子の見方を、いろいろな形で推測することが可能であろう。

弁論の年代はわからない。二二節に言及される人物が前三四〇年代後半に最後に現れることが知られるが、そこからその人物の生年を知ることができない。エドワーズは前三八九年頃とするウィーヴァーの推測を紹介している。

〈梗概〉・・ピュッロスは妹の息子の一人エンディオスを養子にした。エンディオスは二〇年以上その財産を保持した後死んだ。クセノクレスが自分の妻フィレーのためにその財産を求めて訴えを起こした。彼は宣

誓証言*を提出して、彼女がピュッロスの嫡出の娘であるとして、エンディオスの母の財産に対して異議を申し立てた*。しかしクセノクレスは偽証罪で有罪とされた。その時ニコデモスも法に則り妹をピュッロスに嫁がせ、そこからファイレーが生まれたと証言した。エンディオスの弟は、彼女はピュッロスが遊女から得た庶子であると主張し、そのような者としてエンディオスによってクセノクレスに与えられたと主張した。議論は状況証拠に基づき、訴えはニコデモスに対する偽証罪である。)

序文

一 裁判員の皆さん、私の母の兄ピュッロスは嫡子を持たなかったため、私の兄エンディオスを自分の子供としました。エンディオスは彼の遺産を相続し、二〇年以上を経過しました。その間彼の財産を保持していましたが、誰もこれに文句を言いませんでしたし、彼の相続権に異議を申し立てる*者もありませんでした。二 兄は去年死んだのですが、死者の相続を無視し、自分が私たちの伯父の正当な娘であると主張してファイレーとその後見人*コプロス区のクセノクレスがやって来、死んで二〇年以上にもなるピュッロスの財産を三タラントンに上ると記載した上、それを得る権利があると申立書を提出したのです。三 私たちの母が——つまりピュッロスの妹ですが——異議を申し立てると、相続権を主張している女性の後見人は宣誓証言*を提出して、私たちの母には相続権はない、ピュッロスには嫡出の娘が存在するのだから、もともと財産はその娘のものなのだ、などと恐ろしくも主張したのです。私たちは皆さん方のもとでこの宣誓証言を提出した者を非難すべきだと考え、四 その者が偽証していることを完膚なきまでに明らかにしようと、皆さん方のもとに偽証罪訴訟*を提出し勝利したのです。そして、そこなるニコデモスをその裁判のその場で、証言においてもっとも恥ずべき者であることを示したのです。何せこの者は、私たちの伯父に自分の妹を法に則って嫁が

せたなどと証言したのですから。五　そして先の裁判においても彼の証言が嘘であると考えられることが、この時有罪となったクセノクレスが最も明瞭に証明しております。と言うのは、もし被告ニコデモスがその時偽証をしていると認められなかったとしたら、このクセノクレスも宣誓証言についての罪を免れて去ったことでしょうし、伯父の財産の相続人は、正規の娘であると言誓証言されているフィレーとなり、私たちの母とはならなかったであろうからです。六　しかし実際は、クセノクレスは有罪とされ、財産はピュッロスの正規の娘であると申立てた者からは引き離されたのですから、理の必然として彼の証言は同様に偽証で有罪となるのです。まさに同じことについて宣誓証言し、偽証罪の裁判を争ったのですから。伯父の財産の相続権を主張した女性は正妻から生まれた娘か遊女からの娘かを争ったのです。皆さん方も、私たちの対抗宣誓*、被告の証言書、偽証とされた宣誓証言をお聞きになればおわかりになるでしょう。

対抗宣誓、証言書、宣誓証言

その場で直ちにニコデモスが嘘の証言をしていると決せられたことが示されました。同じことについて投票をなさそうとしている皆さん方の前でも彼の証言について証明されるのが相応しいかと思えます。

彼女についての疑問

八　しかし、まず、三タラントンの家を獲得すべく証言している者がその時いくらを与えて妹を嫁がせると言っていたのか、知りたいものです。ついで、この正妻は夫が生きているうちに去ったのか、夫が死んでから家を出たのか知り

たいですし、妹を嫁がせたと彼が証言しているその男が死んだ際、誰から妹の嫁資*を取り戻したのか、九 あるいは取り戻していないとすれば、扶養料訴訟*か嫁資返還訴訟*か二十年の間に、どちらの裁判を財産を持つていた男にもたらずのが良いと考えたのか知りたいものです。これらについて、被告の証言によれば、正妻である女性のために何もなさなかった理由を、何とか教えていただきたいものです。一〇 さらに加えて、もし誰かこの者の妹が正妻であると考える人間がいるのか、伯父が彼女を知る前に親しかつた者とか、伯父が知り合っている間につき合つた者とか、あるいは伯父が死んだ後につき合つた者とか、そうした者がいるのか知りたいものです。兄である被告が妹につき合つた者には誰に対しても同じ条件で彼女を与えたのは確かですから。

彼女が正妻ではあり得ないこと

一一 こうした者を一人一人挙げて行かなければならないとすれば、それは小さからぬ仕事となるでしょう。もし皆さんがそれを命ずるとすれば、私は何人かに言及しましょうが、皆さんの中にそれを聞くのを不快だと思われる方がいるとすれば——ちょうど私自身も、彼らについて何かを語ることにそうした思いを持つのですが——、私は皆さん方に先の裁判で証言された同じ証言書を提出しましょう。そのどれについても被告たちが非難しようとはしなかったものです。しかし、望めば誰のものにもなつたと彼らが認めている女性を、どうして正妻であると考えることができませんか？ 一二 同じことについての証言書を彼らは非難しようとしなかつたのですから、それに同意したのです。皆さん方も同じ証言を聞けば、彼が明らかに嘘の証言をしていること、担当した裁判員が訴えを正しく法にしたがつて判決し、正当ならざる女性に相続権を渡さぬようにしたことを、ご了解になるでしょう。それを読んで下さい。そちらは水を止めてください。

証言書

一三 被告が伯父に嫁がせたと証言している女性は、誰でも望む者のものとなる遊女であり私たちの伯父の妻ではないことは、その他の親族や伯父の近隣の者たちが皆さん方に証言しております。被告の妹が伯父のもとにいた時に起こった、多くの喧嘩やどんちゃん騒ぎや暴行沙汰が彼女をめぐって証言されております。一四 しかし、結婚している女性をめぐってどんちゃん騒ぎを起こそうなど誰も考えないでしょう。結婚している女性が夫とともに宴会に行こうなどしないでしょう。別の男性と食事をしようなどと望まないでしょうし、たまたま会った男であればなおさらでしょう。しかし、被告たちはこうした証言の何一つに対しても非難しようなどと思わなかったのです。もう一度、証言書を皆さんのために読んでください。

証言書

一五 彼女と近付きのあった者たちの証言についても読んでください。彼女が望む者に対する遊女であり、誰か一人から子供を持つような女性ではないことが明らかになるでしょう。どうぞ皆さんに読んでください。

証言書

一六 さて、被告が私の伯父に嫁がせたと証言している女性が、誰でも望む者のものとなる女性だったことを、皆さん方に証言している者すべてによって証言されていることをご記憶ください。そして、彼女が誰にも嫁いでおらず、誰とも一緒に暮らしていないことが明らかにも、ご記憶ください。

こうした話が生まれた原因

では、私たちの伯父にまでこうしたことが生じたのだとしたら、どのような状況でこうした女性との結婚が生じたと思われたのか、考えてみましょう。一七 すでに若者のある者たちはこうした女に恋い焦がれ、愚かしさに駆り立てられて自らをこのような破滅へと導いたのです。それですからこのことについて先の裁判で被告たちに対してなされた証言と、この事実そのものについてありそうなことを考えること以上に確かなことをどのようにして知ることができるでしょうか？ 一八 彼らの言うことの無軌道ぶりをどうぞお考えください。彼の言うところによれば、三タラントンの財産を持つ家に妹を嫁がせようという男が、こうしたことをしようとする際に自分のためにたった一人のピュレティデスという証人を立ち会わせただけで事を運んだというのです。その証言書は先の裁判で被告たちが提出しましたが、ピュレティデスはそれを本物とは認めず、証言したことにも同意せず、それが真実かどうかとも知らないと言ったのです。一九 被告たちがこれを偽の証言として提出したことを明らかにする大きな証拠です。と言うのも皆さん方は誰もご存じでありましょう。証人の前ですべきとあらかじめわかっている仕事に向かう時にはいつでも、もっとも近い

親族や親しい友人といった人々をそうした仕事に伴うのが通例です。あらかじめわかっておらず突然に生じた仕事では、われわれ各人はたまたま居合わせた者を証人にするのです。二〇 証人そのものに関しては、どのような人物であれ、その場にいた者を証人として用いることをわれわれは余儀なくされます。しかし、病氣だとか外国に行っているとかいう者から証言書を取る場合には、市民の中でももつとも立派な者、われわれによく知られている者に誰でも頼ろうとするものです。二一 しかも一人や二人ではなく、出来る限り多数の者からの証言書を作ろうと誰でもがするものです。後になって証言書について作られたことを否定することを許さぬようにです。皆さん方は多くの紳士に同じことを証言させて信頼性を高めようとするものです。

例

二二 そのためクセノクレスはベサ区の私たちの工房に仕事でやって来た時、たまたまそこに居合わせた者を退去の証人として使うべきではないと考え、そこへ自分と共にスフェットス区のディオファンテス——この者は先の裁判で彼のために証言をした人物ですが——を引き連れて行き、さらにエレウシス区のドロテオスと自分の兄弟のフィロカレス、そしてその他大勢の証人を、ここからここまで約三百スタディオンを来るよう呼んだのです。二三 しかし、町で行われた自分自身の子供たちの祖母の婚約については、彼の言うところによれば、自分の親族の誰かを呼んで証人になることはせず、エルキア区のディオニュシオスとアイタリダイ区のアリストロコス¹を証人としたのです。これら二人の前で町で証言書を作ったと被告たちは言っているのです。これほど重要な契約書を、何についてであれその他の誰もが信用しようとしなからう人物の前です。二四 たぶん、ピュレティデスを証人に証言書を作ったと被告たちが主張している事柄は、神に誓って些細な取るに足らないことだったのでしよう。それだから事を軽視していることは驚く

にあたらなのです。しかし、どうしてそうなるのでしょうか？ まさにこのことについて偽証の裁判が生じ、クセノクレスが被告となりました。自分の妻は遊女からの子か、正妻からの子かが問題となったのです。いったい、この証言書がもし真実なら、自分の親族の全員を呼ぶべきだと彼は考えなかったのでしょうか？ 二五 神に誓って絶対そうしただけです。そう私は考えます。もしそれが真実ならばです。しかし、クセノクレスがそうしなかったのは明らかで、彼はたまたま居合わせた二人を証言書の証人にしたのです。

本事件についての推論

そこなるニコデモスは、三タラントンの家に妹を嫁がせるのにたった一人の証人を呼んで連れて行っただけだと主張しています。二六 被告はピュレティデスのみが彼の前にいて事をなしたのでそうですが、ピュレティデスはそれを否定しています。こうした女性を嫁がせようとする際に、リュシメネスとその兄弟、カイロンとピュラデスは婚約式に呼ばれ立ち会ったと主張しています。彼らは花婿の叔父にすぎないのです。二七 それですから、事が信じられるかどうかを皆さん方は考えなければなりません。と言うのは、私自身はありそうなことから考えて、ピュッロスは親族全員から事を隠したいと願っていたと思うのです。自分の叔父をこうした過ちの証人として呼ぶ以外に、何かに合意したり、自分の家族には何の価値もないことをなしたりしようとしていたのだとしたらです。

別の可能性について

二八 さらに私は驚かざるを得ません。嫁がせる方も受けいれる方もこの女性のための嫁資について何の取り決めもなされていないとすればです。もし彼がいくらかを払ったのだとすれば、居合わせたと主張している者たちによる証言

書に与えられた金額についても記載されているのがありそうなことでしょう。しかしまたもし伯父が愛情に駆り立てられてこうした女性と婚儀をなしたのだとすれば、嫁がせた者がこの女性のために伯父が持つことを認めた金額について明らかにするのがありそうなことです。伯父が欲した時にこの女性を容易に離縁することが出来ないようにです。

二九 また、嫁がせようとする者がこうした女性を受け入れる者よりもはるかに多くの証人を呼ぶことの方がありそうです。そもそも、こうした結びつきが永続することが少ないことを皆さん方で知らない方はいないでしょう。嫁がせたと主張している者は、たった一人の証人のもとで嫁資についての合意もなく三タラントンの家に妹を嫁がせたとおっしゃいます。そして叔父たちは嫁資なしにこうした女性を娶った甥のためにそばにいたと証言しております。

三人の叔父について

三〇 この叔父たちはまた、娘の十日式で娘であることが宣言される際にも、甥と呼ばれて出席していたと証言しています。しかし、私は怒りを禁じ得ません。自分の妻のために義父からの相続を主張している男がその女性の名前をフィーと書いているのに、ピユツロスの叔父たちは十日式で祖母の名前を取ってクレイタレテと父親が名づけたと証言しているのですから。^③ 三一 この男は八年以上の間自分の妻の名前を知らなかったというのですから、驚きです。自分の証人たちからもっと前に教えてもらえなかったというのでしょうか？ 妻の母親が娘の名前をこれほど長い間に話さなかったというのでしょうか？ あるいは伯父であるニコデモスその人は話さなかったのでしょうか？ 三二 いや、祖母の名前の代わりに、もし父親が名前を付けたことが知られているとすれば、この男が彼女の名前をフィーレーと登録したのは、まさに父親の財産を彼女のために主張した時でした。何故でしょうか？ 父親がつけた祖母の名前さえこの男は自分の妻からなくしてしまおうとしたのでしょうか？ 三三 しかし、皆さん、明らかではないでしょうか？

彼らが昔起こったと証言していることは、はるか後に財産要求のために作られたということではないでしょうか？

ピュッロスの娘、つまり被告の姪ということになりますが、そのための十日式に呼ばれたと主張している者たちが、それがいつであれ、かくも遠い日のことを正確に十日目に父親がクレイタレと名づけたと記憶して裁判所に来る一方で、**三四** 誰よりも近しい親戚たち、つまり父親や伯父や母親ですが、その者たちが、ピュッロスの娘であると主張している者の名を知らないということはあり得ないことでしょう。彼らは、主張していることが真実だとすれば、絶対に知っているはずです。しかし、彼らについては、また後ほど語ることにしましょう。

ニコデモスがなしたはずのこと

三五 ニコデモスの証言については、彼が明らかに偽証していることを判定するのは難しいことはありません。もし法に従いながら、ある人が計算もできないほどの金を与えたとして、妻が夫を離婚する場合あるいは夫が妻を追い出す場合、彼が嫁資として勘定せずに与えた金を取り立てようとするのは許されないので。もし誰であれ嫁資についての同意なしに妹を嫁がせたと言うとするれば、それは自分が恥知らずな者であることを明瞭に証明しているのです。

三六 婚姻から彼はどんな利益を得るといえるのでしょうか？ もし、娶った者がいつでも望む時に妻を追い出すことが出来るとすればです。そして、皆さん、如何なる嫁資の合意も彼女についてなされていなかったとしたら、伯父にそれが可能であることは明らかでした。こうした条件でニコデモスは私たちの伯父に妹を嫁がせたといえるのでしょうか？

彼女にずっと子供がなかったことを知っており、彼女が子供を持つ前に何かがあったとしたら、合意された嫁資は法にしたがって彼のものになるというのです。**三七** 一体皆さん方には信じられるでしょうか？ ニコデモスがこれほど金のことに淡泊で、こうした大金について気にもかけなかったなどということが。私には到底信じられません。さらに

私たちの伯父がこんな男から妹を娶ろうなどと考えたでしょうか？ 自分が属していると言っているフラトリアの一人から市民詐称の訴訟*を受け、四票差で市民にとどまったような男からです。私が真実を語っていることを示すため、証言書を読んでください。

証言書

三八　かくて被告は私たちの伯父に嫁資なしで自分の妹を嫁がせたことを証言しました。しかし、妹が子供を産む前に何事かが彼女に生じたとしたら嫁資は彼のものとなるのです。さあ、この法律を取って皆さん方に読んでください。

法律

三九　ニコデモスが金のこと非常に淡泊で、彼の言うとおりなら、自分の利益について気にかけるしなかつたといふことが、皆さん方に信じられますか？ いや、私には気にかけたとは思えません。自分の所の女性を愛人として与える者でさえあらかじめ愛人に与えられるものについて定めておくものです。しかし、自分の妹を嫁がせようとしたニコデモスは、彼の主張のとおり、法にしたがっただけの結婚⁵をさせようとしたのででしょうか？ わずかな金のために皆さん方に証言しようと望む、不誠実この上ない男が？

ニコデモスがエンディオスの相続に異議を申し立てなかったこと

四〇 この男の不誠実ぶりについては、私が何も語らないとしても、皆さん方の多くがご存じでありましょう。私に彼について何かを語ろうとするなら、証言者に困らないほどもです。しかし、私は最初につきぎのようなやり方でこの男の証言における恥知らずぶりを証明しましょう。さあ、ニコデモスよ、お前がピュッロスに妹を嫁がせたとして、そして妹から嫡出の娘を彼に残したとして、四一 どうして私たちの兄に対して嫡出の娘無視の相続であるとして申立を行わなかったのか？ 私たちの伯父によって遺された娘、というのがお前の主張であろうが。相続請求*の中で、お前の娘が庶子とされることを知らなかったのか？ 相続の請求がなされた時には、娘は遺産を遺した者の庶子とされたいなう。四二 さらにその前にピュッロスは私の兄を自分の息子にしていたのです。死に際して嫡出の娘を遺していたなら、誰であれ自分の財産を、その娘を無視して遺言で何者かに託したり与えたりすることはできないのです。このことはこれから読まれる法を聞けば了解されましょう。この法を皆さんに読んでください。

法律

四三 妹を嫁がせたと証言している人物が、こうしたこと何かが起こるのを許していたと皆さん方には思われませんか？ エンディオスが財産の相続請求を出した際、自分の姪のために異議申立て*を行うべきではなかったでしょうか？ また彼女の父の財産がエンディオスのものとなるのは正義に悖ると宣誓証言を提出すべき*ではなかったでしょうか？ しかし、私たちの兄が相続請求をした時には誰も彼に異議を申し立てなかったのです。証言書を読んでくださ

い。

証言書

四四 それですから、この相続請求が出された時にニコデモスはこの相続に異議を申し立てようとはしなかったのですし、自分の姪がピュッロスの遺した嫡出の娘であると宣誓証言の提出もしなかったのです。

エンディオスが嫁がせたことに対して

四五 さて、申立てに関しては誰かが皆さん方に嘘の言い訳をしたかも知れません。被告は自分たちが知らないことを装ったのかも知れませんが、私たちが嘘を言つたと非難さえしたかも知れません。ですからこうしたことは脇へ置いておきましょう。クセノクレスにエンディオスがお前の姪を嫁がせたとき、ニコデモスよ、正妻がピュッロスのために産んだ娘を遊女が彼のために産んだ娘かのように嫁がせるのを許したのか？ 四六 女相続人*が養子によつてかくも虐待され、父から彼女に与えられた財産をも奪われ非道い目に遭つていてと役人に対し弾劾訴訟*もなさなかつたのか？ 唯一これが訴追者に危険がない裁判であり、望む者が女相続人を助けることが出来る裁判だということにか？

四七 役人のもとへの弾劾には罰金は課されません。たとえ弾劾を起こした者が一票の投票も得られないとしてもです。さらに裁判供託金*も訴訟手数料*も弾劾の場合には一銭も出す必要がないのです。弾劾訴訟を起こす者には何の危険もないのに、弾劾訴訟で有罪とされた者には莫大な金額が課されるのです。 四八 されば、被告の姪が正式の結婚から私たちの伯父に産まれた娘だとした場合、いったいニコデモスは彼女を遊女からの娘であるかのように嫁がせる

のを許したでしょうか？ こうしたことが起こったとして、いったい被告は、このように姪を嫁がせたエンディオスは姪を虐待しているとして役人に弾劾訴訟を提起しなかったのでしょうか？ そして、今お前が不敵にも証言したことが真実なら、すぐその場で犯罪者を罰したのではないのか？ それともお前は何も知らないふりを装ったのか？ 四九
彼女に与えられた嫁資から気づかなかったのか？ このことだけからでも怒ってお前はエンディオスを弾劾訴訟すべきだった。三タラントンの財産の家でありながら、嫡出の娘に千ドラクマの嫁資をつけて誰かに与えるだけで良いと彼が考えたとすればだ。こうしたことに怒って、被告はエンディオスを弾劾しようとしなかったのでしょうか？ 神にかけて、彼の言うことが真実であるなら、彼はそうしたに違いないのです。五〇
そもそもエンディオスであれ誰であれ、養子である者が既存の法を軽視するほど愚かで、遺産を残した者に嫡出の娘があつた場合自分の代わりに他人にその娘を与えるとは私には思えません。嫡出の娘からの子供が祖父の全財産の相続権を持つことをよく知っているはずだからです。このことを知ったうえで、誰が自分のものを他人に渡したりするのでしょうか？ しかもその財産は被告たちが異論を申し立てるほどのものだというのです。五一
養子の誰がいったいこれほど厚顔無恥になれると、皆さんには思われますか？ 父の遺産の十分の一の財産も与えずに嫡出の娘を嫁がせるほどにです。こうしたことが起こったとして、自分が母親を嫁がせたと主張している伯父たる被告が、それを許すと皆さんには思われますか？ 私にはそうは思われません。彼は相続について異議を申し立て、宣誓証言に訴え、役人へ弾劾訴訟を提起し、そしてそれ以外により強力な手段があれば、何であれなしただろうと思うのです。五二
エンディオスの方は遊女からの子のように、ニコデモスが自分の姪だと主張している女性を嫁がせたのです。被告の方は、エンディオスに対してピュッロスの財産について異議を申し立てようとは考えもせず、遊女の娘であるかのように嫁がせた彼を役人に弾劾訴訟を提起することもせず、彼女に与えられた嫁資に怒りもしなかったのです。何であれ起こるままにしたのです。しかし、法はこれらすべてのこ

とについて規定をしているのです。五三 さて、まず相続請求に関する証言書をもう一度読んでもらい、ついで女性の結婚に関する法を読んでもらいましょう。

証言書

法もまた読んでください。

法

被告の証言書も取り上げてください。

証言書

五四 原告たる者、被告その人の行動と皆さん方のあらゆる法に頼る以外に、被告の偽証をより明瞭に証明できるといふ方法があるのでしょうか？

クセノクレスの行動について

さて、被告については、ほとんど言うべきことを言いました。被告の姪を妻に持つ男について、この者の行動もまた

ニコデモスの証言が嘘であることの証拠とならないか、どうぞお考えください。五五 遊女からの娘として彼が妻を娶ったことが示され、証言されております。その証言が真実であることが、クセノクレス自身が短からぬ間の行動によって証言しているのです。もしエンディオスから遊女の娘として妻を娶っていないとしたら、この妻から彼に子どもが生まれ大きくなった場合、エンディオスが生きているうちに嫡出の娘のために父祖の財産について異議を申し立てたことが明らかです。五六 とりわけ彼はエンディオスがピュッロスの養子になったことを認めないつもりだったのでから。認めないからこそピュッロスの財産分与の際その場にいたとする証言者に反論反駁したのです。私が真実を語っていることを示すため、皆さんに証言された証言書を読んでください。さあ、皆さんに読んでください。

証言書

五七 つぎのことも、エンディオスがピュッロスによって養子縁組されたことを認めていないことの証明となりましょう。すなわち、死んだエンディオスが財産の相続者であったことを無視して、この女のためにピュッロスの財産の要求手続きを始めようと被告たちが考えた、まさにそのことです。ピュッロスはもう二十年以上前に死んだのですが、エンディオスの方は昨年メタゲイトウニオン月に死にました。その月の二日後に彼らはすぐに財産要求手続きを開始したのです。五八 法は遺産所有者が死んでから五年以内に財産について裁定手続きをするよう決めています。それです。すなわち、女性には二つの選択肢がありました。すなわち、エンディオスが生きているうちに父の遺産について異議を申し立てるか、養子であるエンディオスが死んだときに彼の財産への相続請求を行うか、いずれかです。とりわけ、エンディオスは彼女を正式の妹としてクセノクレスに嫁がせたというのが被告たちの主張であってみれば、いずれかをなす

べきだったでしょう。五九 われわれは誰でもよく知っております。兄弟の財産への相続請求は誰にでも許されているが、嫡子がいるときには、誰にも父祖の財産への相続請求は出来ない、ということなのです。このことについては、どんな説明も必要ないでしょう。皆さん方でもほかの市民の方でも、全員がそれぞれ自分の父祖の財産を請求なしに相続しているのですから。六〇 被告たちの大胆さは極まり、養子は遺された財産について相続請求をすべきだと規定を否定する一方で、ピュッロスの遺された嫡出の娘だと彼らが主張しているファイルには、父祖の財産の要求手続きをすべきだと考えたのです。しかし、(先にも言いましたが)、誰であれ自らの嫡出の子供を残した場合は、その子供は父祖の財産について相続請求をする必要はないのです。しかし、誰であれ遺言で養子を取った場合には、その養子は遺された財産について相続請求をしなければならないのです。六一 前者は、子供に産まれたのですから、誰もその父祖の財産について異議を申し立てることはないと思われまます。養子に対しては誰であれ血に基づく親族は異議を申し立てよう⁶と考えるのです。それですから、たまたま関係した者が相続権を主張しようとする者に対し訴えを起こそうとしたり、所有者不在の財産として誰かがあえて相続請求をしたりしないよう、養子となった者は誰であれ相続請求を行わなければならないのです。六二 クセノクレスが自分の妻が嫡出の子供であると認識していたなら、彼女のために父祖の財産の要求手続きを始めようなどは、皆さん方の誰も夢にも思わないでしょう。逆に嫡出の娘は自分の財産にどうしようと足を踏み入れ、もし誰かが彼女を捕まえたり、暴力をふるったりしたなら、父祖の財産からその者を追い払い、暴行を働いた者には私訴による訴追だけでなく、役人への弾劾訴訟という公的手段によって、その者の身体と全財産を危険にさらすべきなのです。

ピュッロスの叔父たちの行動

六三 クセノクレスより前であっても、ピュッロスの叔父たちは、もし自分の甥に嫡出の娘が残されていることを知っており、われわれの誰もが彼女を娶ろうとしないことを知ったなら、ピュッロスと何の血縁関係もないクセノクレスに、自分たちと血縁関係にある女性を娶らせることを認めなかったでしょう。それは恐ろしいことであつたでしょう。六四 父によつて嫁がされ夫ともに住んでいる女性は——この女性について父以上に思つてくれる者はいまいしょか？——、このように嫁がされているわけですが、父親が死んで嫡出の兄弟を残さなかつた場合、最近親の親族がこの女相続人を娶るよう法は規定しており、同居している者の多くが自分の妻を奪われることとなつております。六五 それですから、父によつて嫁がされた娘は法によつて必然的に女相続人となるのです。ピュッロスの叔父たちの誰がクセノクレスに、もし彼女が彼に残された嫡出の娘であるなら、自分たちと血縁関係にある娘と結婚し、自分たちの代わりにこれほどの財産の相続権を持つ者にすることを認めるでしょうか？ そんなことを信じてはなりません、皆さん。六六 人間誰しも利益を嫌いはしませんし、自分の利益より他人の利益を重んずることもしません。ですから、もしエインディオスの養子縁組で娘は女相続人ではなくなつたではないか、それゆゑ彼女の後見権について異議申立をしなかつたのだ、と言ひ訳するのなら、まず彼らに以下のことを聞かなければなりません。ピュッロスによるエインディオスの養子縁組が生じたことに同意する者が、どうしてそれを証言していた者を非難したのか？ 六七 それからピュッロスの家の財産の相続権者となつた最後の者を無視しつゝ、どうして法に反して財産要求の手続きを始めるべきと考えたのか？ さらにそれらに加えて以下のことを聞かねばなりません。嫡出の者の誰が自らの財産について相続請求をすべきと考えるのか、とです。彼らの厚顔無恥ぶりに対してこのことを聞くべきです。

嫡出の娘として残されたのなら、その女性が女相続人であることは、法から非常に確かなこととして知ることができ

ます。六八 法ははっきりと、もし男子の嫡子を残していないなら、自らの財産を好きなように処置することが出来ると規定しています。しかし、娘を遺すなら、娘とともに処置することを定めています。娘とともに自らの財産を与えたり遺贈したりするので、嫡出の娘への処置なしに養子をとったり、誰かに自分の財産のいくらかでも与えることはしないのです。六九 ですから、嫡出の娘への処置なしにピュッロスがエンディオスを自らの息子としたのなら、彼の養子縁組は法にしがえは無効なのです。もし娘を嫁がせようとし、養子縁組をして彼にそうした条件で娘を遺したなら、どうしてお前たち、ピュッロスの叔父に当たる者たちは、エンディオスが嫡出の娘の——そうした娘がいるとしてだが、しかし他でもないお前たちが証言しているではないか、お前たちの甥はお前たちがこの娘の世話をしていると非難したとだ？——、その処置をせずにピュッロスの財産に対する相続請求をするのを許したのか？ 七〇 しかし、善良な御仁よ、お前たちはこのことに気づかなかつたなどと言えるのか？ エンディオスがその娘を婚約させ嫁がせたとき、お前たち叔父たちは甥の娘が遊女からの娘のように嫁がせるのを許したのか？ お前たちは、お前たちの甥がこの娘の母親を法にしがえつて娶ったときにそばにいたと主張したのか？ さらに十日式にまで呼ばれて一緒にいたと主張したではないか？ 七一 これに加えて（これが恐ろしいところなのですが）甥はお前たちがこの娘の世話をしていると主張して非難したのに、お前たちは遊女からの娘のように彼女を嫁がせるような世話をしたのか？ お前たちが証言したように、お前たち自身の妹の名前を持っているのか？

ピュッロス自身の行動

七十二 さて、皆さん、これらのことから、そして現実が生じたことから、彼らが如何に恥知らずな人間であるかがわかると思います。私たちの伯父に嫡出の娘があるなら、いったい何のために伯父は私の兄を自分の息子として遺さな

ればならなかったのですか？ 伯父に私たち以上に近い別の親戚がいて、その者たちから娘の後見権申立の権利を奪おうと私の兄を息子としたのでしょうか？ しかし、彼にはそうした親戚はおりませんでした。嫡出の子供はなく、兄弟はおらず、兄弟からの子供もいません。妹から生まれた私たちがいるだけです。七三 ですが、神に誓って、伯父は親戚の誰かを養子にして、財産と自分の娘を与えたとすることが出来るかも知れません。しかし、何故に親戚の誰かを公然と敵対させる必要があったのでしょうか？ ニコデモスの妹と結婚していたら、彼女からの娘をフラトリアに紹介して自分の嫡出の娘であることを明らかにし、すべての財産への要求手続きの権利を彼女に遺し、彼女からの子供の一人を自分の息子として紹介するようにさせることが出来たのです。七四 娘を女相続人として遺したなら、彼女には二つの選択肢があることを彼が明瞭に知っていたことは明らかです。最近親の私たちの誰かが彼女を娶ることを申立てるか、私たちの誰もがそれを望まないなら、証人となっている叔父の誰かがそうするか、彼らが望まないなら、親戚の別の誰かが同じ方法ですべての財産とともにこの女性を娶ることを法にしたがって申立てるか、です。

七五 娘の子をフラトリアに紹介し、私の兄を自分の息子とはしないこと、そうしたことを彼はなそうとはしませんでした。私の兄を自分の息子とし娘の子を紹介しないことをしたのです。彼にとって相応しいことに、彼女を庶子で相続権のないものとし、自分の財産の相続権を私の兄に遺したのです。七六 しかし、私たちの伯父が結婚式をもたさず、被告たちが彼の嫡出と主張している娘をフラトリアに紹介しようと考えていなかったこと、しかも法はこうしたことを彼らに命じていることを示すため、彼のフラトリア成員たちの証言書が読まれました。どうぞ読んでください。あなた、水を止めてください。

証言書

またそちらの証言書を取り、私の兄が彼の息子とされたことを示してください。

証言書

ニコデモスの証言について

七七 では、皆さん方はニコデモスの証言が叔父自身の証言より信じられるとお考えでしょうか？ このように望む者誰のものにもなる女性を、私たちの伯父が正式の結婚をした女性であると、誰が皆さん方に説得しようと考えてるでしょうか？ 私の思いますに、皆さん方はお信じになることはないでしょう。私が弁論の冒頭に述べましたことをニコデモスが明らかにしないかぎりです。七八 まず、どんな嫁資で彼は妹をピユッロスに嫁がせたと言っているのかという事です。ついで、どの役人のもとでこの正妻は夫を離婚したのでしょうか、あるいは彼の家から離れたのでしょうか？ それに、彼女をその者に嫁がせたと云っている人物が死んだとき、いったいどこから彼女の嫁資を持ってきたのでしょうか？ しかしもし返すよう頼んでも二十一年間に取り戻すことが出来ない場合、この正妻のために扶養料や嫁資に関してどのような訴訟をピユッロスの財産所有者に被告は起こしたのでしょうか？ 七九 さらにそれらに加えて、以前であれ以後であれ被告が妹を誰に嫁がせたか、別の誰かの子供が彼女にいますかどうかを示さるべきです。これが皆さんが彼から知るべき点です。それにフラトリア成員に対する結婚式についても忘れないうください。これが

彼の証言に対する最強の証拠となるのですから。というのは、彼が嫁がせるべきと思つたなら、彼女のためにフラトリア成員を招待して結婚式を行うべきと思ひ、彼女からの娘を嫡出の娘として紹介すべきとも思つただろうからです。八〇区においても三タラントンの家を所有している者は、もし結婚しているなら、結婚した女性のためにテスマフォリア祭で女性たちをもてなし、その他の然るべき公共奉仕を区においてこの女性のためにこれほどの財産からなすよう強制されるものです。しかし、こうしたことの何一つもなされていないことが明らかです。それはすでにフラトリアの方たちが皆さん方に証言しています。今度は彼と同じ区の人々の証言書をとってください。

証言書

註

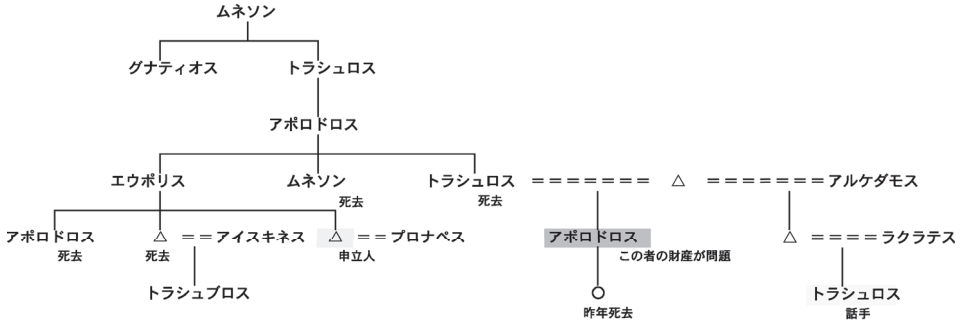
- (1) 一スタディオンは約一八〇m。三バスタディオンは約五四km。
- (2) 子どもが生まれて十日目の儀式。家に受け入れることを認め、子供に名前を付ける。
- (3) しかし、女性の名前が変わることはないわけではなかった。
- (4) *ἄδων*を*ὑπογονί*に変える読みを取っている。
- (5) つまり、嫁資も与えず、法に定まった最低限の条件だけに基づいた結婚。
- (6) *παρὰ τοῦ ἐπιτυχίου*、読みは疑われている。
- (7) 第四番目の月ピュアネプシオン月（現在の十一月）の十一月十三日にデメテル神を祀つて行われる女性だけの祭り。夏前に子豚などの捧げ物を穴に投げ入れ、この祭りの時にそれを掘り出して捧げる。腐った肉や骨など気持ちの良いものではなさそうだが、それは神聖なものと考えられた。

第七番弁論

『アポドロスの財産について』

解題・・・・その財産が争いの的となつてゐるアポドロスは名門富裕の家に属してゐたことがわかつてゐる。この家で最初に確認できる人物は、前四八〇年頃のアテナ女神への奉納物に名のあるレウコノイオン区のムネソンである。これを奉納したのは息子のトラシユロスとグナテイオスで、おそらくこのトラシユロスと本弁論の主題のアポドロス（二世）の父であるトラシユロスとの間には、もう一人アポドロス（一世）という人物がいて系図がつながつていくのであろうと推測されている。ともかく、このアポドロス（一世）にはトラシユロス、ムネソン、エウポリスという三人の息子があつた。このうちトラシユロスとムネソンは、前四一五―四一三年のシケリア遠征のころ相次いでなくなつた。ムネソンには子供がおらず、トラシユロスにはアポドロス（二世）という息子がいた。残つたエウポリスはこのアポドロスの養育者ということになつたが、アポドロスの取り分である財産を適正に管理しなかつた。このアポドロスの面倒を見たのは、トラシユロスの未亡人である母が次に結婚したアルケダモスであつた。アルケダモスは彼の面倒を見たばかりか、彼が成人してからはエウポリスから篡奪した財産を取り戻す裁判を支援した。かくてこのアポドロス（二世）は母方親族と親しく交わり、父方親族とは不仲になつた。

さて、このアポドロスには一人の息子があつたのであるが、父に先立つて亡くなつた。高齢のアポドロスは、母とアルケダモスとの娘の息子であるこの弁論の話者トラシユロスを自分の養子とする手続きをとつたが、区への手続きが完了する前に亡くなつた。アポドロスが亡くなると父方の親族である、エウポリスの娘の一人が相続権を主張して異議を申し立て*トラシユロスと対立することとなつた。エウポリスには二人の娘がおり、一人はアイスキネスと結婚し、一人息子のトラシユプロスを遺しすでに亡くなつてゐた。もう一人がこの異議申立てをした人物で、女



Isaios 7: アポドロスの財産について

性に裁判に関わる権限は認められていなかったから、夫のプロナペスが代理の申立人になっていた。これに対しトラシユロスの方は宣誓証言*を出して相手方の出方を待つということも出来たが、即刻裁判*の手続きを選び、それによってこの裁定裁判*が開かれることとなった。そこでのトラシユロスの弁論が本弁論である。

話者の主張することは、要するに、自分は正当にそしてほぼ養父の生きていた間に養子に迎えられたのであるから、自分が養父アポドロスの財産を相続するのは正当である、というものである。アポドロスが父方親族と不仲になり、母方親族と親密になった所以を語り、自分が養子とされた経緯を語るほか、相手方をアポドロスが信じられぬ所以を相手方の兄——この者もアポドロスという名であった——に対する処遇と共に語っている。

こうした過程の中に、イサイオスの糊塗しようとした不利な事実があるのか、あるとすればそれは何なのか、を探索する作業はなかなか難しい。宣誓証言を嫌って即刻裁判を選んだ中にもそれは認められるかも知れず、話者の語る養子として認知される過程にも何らかの瑕疵が認められるかも知れない。この弁論の年代は、二七節の「デルフォイ巡り」Ποσειδώνοςの読みの確かさが認められた現在でも、Wysseは別の論理を通って、かなりの確度で前三五五／四年に比定される。

〈梗概・・エウポリス、トラシユロス、ムネソンは兄弟であった。彼らのうちムネソンは子供のなのまま死に、トラシユロスは息子アポドロスを残して死んだ。唯一エウポリスだけが生き残り、アポドロスに大変な不正を働いた。話者の祖父であるアルケダモスは、アポドロスの母と、彼女の最初の夫トラシユロスが死んだ後、結婚した。アポドロスを孤児として憐れみ、エウポリスに彼がアポドロスになした不正を理由に多くの金を返すよう要求した。このことを覚えていてアポドロスは、母を同じくする妹とアルケダモスとの息子である話者トラシユロスを養子として兄弟団に紹介した。アポドロスが死んだとき、トラシユロスはすでに氏族と兄弟団の名簿には記入されていたが、区の名簿にはまだ登録されていなかった。アポドロスの死後、トラシユロスは区の名簿に記載された。アポドロスの叔父エウポリスの娘が、トラシユロスは兄弟団にも氏族にもアポドロスの意思にしたがって登録されたのではなく、養子縁組は偽造されたものだとして、トラシユロスに対し異議を申し立てた。以上が概要であり、議論は状況証拠に基づいている。非常に見事に技法を尽くして弁論を組み立ててアポドロスのエウポリスに対する敵意を説明し、そのためエウポリスの娘によって財産が継承されるのを望まないことの強力な証拠となっている。〉

序論

一 皆さん、もし人が生きていて十分に思慮分別のある時に自分自身で養子縁組を行い、その子を地元の聖地に連れて行った上に親族に紹介し、さらに共同の名簿に登録した上、慣習となっている事をすべて自らなしたなら、こうした裁判論争を起こすには価しないと私は考えたことと思います。しかし、もし人生の終わりが近づきつつある時にその人物が、万一何かが起こった際は財産は他人に渡るよう手配し、それを文書にして封印し、誰かのもとに預けたりしたよ

うな場合は、異議申立*があつてもおかしくは思わなかつたでしょう。二 前者の方法をとつた者は、自らの意思を明らかにし、法が彼に許しているやり方ですべての行為を有効なものとしているのに対し、自らの意思を遺書の中に封印し秘密にした者は、そのため多くの者がそれは偽造されたものだと主張して養子とされた者に異議を申し立てようと考えるからです。ところが現実はどうもそうではないようなのです。何故なら、私の養子縁組が公然と行われたにも関わらず、エウポリスの娘のためにアポドロスの財産をめぐって私に異議を申し立てようと彼らはやつて来ているのですから。三 私がもし皆さん方が即刻裁判*よりも宣誓証言*の方を受け入れるとみたなら、証人を提出して、アポドロスは法に則つて私を養子にしたのであるから、この財産は法廷で争う必要がないということを示したでしょう。しかし、このやり方では皆さん方に正義を知ってもらう機会を逸してしまふと思ひ、私自身が出廷して事実を説明し、こうした裁判をやりたくないのだと相手方がわれわれを非難しないようにしたいと考えたのです。四 私は、アポドロスが最近親の親族に、彼らによつて多くの恐るべき不正をなされた故に財産を残さなかつたことのみならず、甥である私を、私たちによつて大いに良きことをなされた故に正當に養子にしたことを示そうと思ひます。皆さんにお願ひいたします、どうぞ私にも等しく好意を示して下さいませう。そして相手方が財産について無謀な要求をしていることが論証したなら、どうぞ私が正義を得られるようご援助下さいますよう。私の方も出来る限り話を短くし、起こつたことを初めから皆さんに語りたと思ひます。

説明、証人、議論・・・アポドロスとエウポリスとの諍い

五 皆さん、エウポリスとトラシユロスおよびムネソンは同じ母、同じ父から生まれた兄弟でした。彼らに父親はたくさんの財産を遺し、そのため彼ら各人は皆さん方のために公共奉仕をなさうと考えるほどでした。この財産を三人は

お互いで分け合ったのです。その内二人は同じ時期に亡くなりました。ムネソンはこの地で未婚で子供のないままに亡くなり、トラシユロスは三段權船奉仕者に選ばれシケリアで亡くなり、息子としてアポドロスを遺し、アポドロスは今私を息子としております。六 三人の中の唯一の生き残りであるエウポリスは、遺産の小さな部分だけを享受することに満足せず、アポドロスにも半分を取分があつたムネソンの財産全部を自分のものにしようと、彼の兄弟が彼にくれたのだと主張したのです。そのうえ養育者*となつてアポドロスの財産を搾取したため三タラントンの返還の判決を受けたのです。七 私の祖父アルケダモスは、アポドロスの母、つまり私の祖母と結婚した後、アポドロスがすべての財産を奪われているのを見て、子供の彼を自分の家と母親の元に連れて来て養つたのです。彼が成人すると訴訟を起こすの手伝いムネソンが彼に遺した財産の半分とエウポリスが養育費から奪い去つた分を取り立てようとして、二つの裁判に勝利し、彼自身の財産すべてを取り戻させたのです。八 その結果エウポリスとアポドロスは終生お互い敵同士でした。一方、私の祖父とアポドロスとは、当然のことですが、親しい関係にありました。アポドロスの行動そのものに、彼が自分の恩人に恩を報いなければならぬと考へていたもつとも良い証拠を見出せません。というのは、祖父が不幸を蒙り、敵に捕らえられたとき、身代金のための金を捧げ、祖父が金を作れるまで祖父のために人質にならうとしたのです。九 裕福な状態から貧しくなると祖父の仕事を手伝い、自分の持つものを祖父と共有したのです。コリントスへ兵として出かけようとするとき、もし何かが起こつた場合のために遺言で財産の処置をし、アルケダモスの娘であり私の母であり自分の妹である女性に与え、彼女をラクラティデス——現在は指導祭司となつておりますが——に嫁がせることとしました。こうしたことが、最初彼を救つたわれわれに対して彼がなしたことでした。一〇 私が真実を語つており、アポドロスがエウポリスに対して二度裁判で勝利したこと、つまり、一つは養育者*に関する訴訟、もう一つは（ムネソンの）財産の半分所有に関するものですが、私の祖父は訴訟に協力して

弁論し、私たちのおかげで金を取り返したと、この恩義に彼が報いたこと、これらのことの証人をまず提供したいと思えます。どうぞここに彼らを呼んで下さい。

証人

一一 アポドロロスが私たちから受けた恩義はこうしたものであり、これほど大きなものなのです。一方、エウポリスに対する敵意はこれほどの金に関わることで、解消したとか友情が生じたとかは言い難いものだったのです。その有力な証拠はつぎのようなことです。すなわち、エウポリスは二人の娘を持っており、アポドロロスと同じ一族に属する上に彼が金を持っているのを見ていたのですが、彼に娘のどちらとも与えなかったのです。一二 結婚は親族のみならず普通の人々からも、最も大切だと思っているものをお互いの手に乗ねるために、大きな敵意を取り去ると考えられているのです。エウポリスが与えようと望まなかったのか、アポドロロスが受け取ろうとしなかったのか、いずれが原因であれ、敵対関係が続いていたことを、この事実が明らかにします。

説明と証言・・・アポドロロスがトラシユロスを養子にしたこと

一三 彼らの間の諍いについては、いままで語られたことだけでも十分だと思います。しかし、皆さん方の中でも年を召した方は裁判で争いがあったことをご記憶のことと承知しています。裁判の大きさ、それとアルケダモスが大きな勝利を勝ち取ったことのために世に知られるようになったのですから。

アポドロロスは生前私を息子とし、彼の財産について権限を与え、さらに彼の氏族と兄弟団の人々に私を紹介したの

ですが、さあ皆さん、今度はどうぞそのことに注意を向けてくれるようお願いします。一四 アポロドロスには、ごく自然のことですが、愛し大事に育てた息子がいたのです。息子が生きていた間は、彼を財産の後継者にしようと希望しておりました。しかし、昨年6のマイマクテリオン月に息子が病気になって死ぬと、この出来事に気落ちし、自分自身の年齢に苦悩しつつも、古くから誰によくしてもらっていたかを忘れなかったのです。そして、私の母つまり彼が誰よりも大事に思っていた自らの妹のもとに来ると、私を息子にとりたいたいと願ひ、懇願し、獲得したのです。一五 彼はこのことを早くなしたいと思ひ定めていたため、私を受け取るや直ちに私を連れて彼の家に帰り、自分のものすべてを管理するよう私に委ねたのです。自分ではやこれらの何一つ出来はしない、だが私にはこれらすべてが出来るだろうと考えていたのです。そして、タルゲリア祭7の時には、私を氏族と兄弟団成員のための祭壇に連れて行ったのです。一六 氏族も兄弟団も同じ法を適用しております。すなわち、生まれた子供であれ、養子にした子供であれ紹介する場合は、それが自然に生まれた子供であろうと養子であろうと、市民の女性から正式に生まれた子供であることを聖なるものにかけて保証するのです。紹介する者がこうしたことをなした後にその他の成員も投票を行い、可決されればその時に共同の名簿に登録されるのであって、それ以前に登録がなされることはないのです。以上のように厳密なことが彼らの下で定められています。一七 法はこのようですから、兄弟団成員であれ氏族成員であれ彼を信じない者はなく、私が彼の妹の子供であることを知らない者はいないまま、彼は聖なるものにかけて保証し、全員が投票して私を共通の名簿に登録したのです。こうして私は彼が生きているうちに養子とされ、アポロドロスの子トラシユロスとして共通の名簿に書き込まれたのです。彼は法が彼に認めている権限にしたがい、こうしたやり方で私を養子としたのです。私が真実を述べていることを示すため、これらの証言書を受け取って下さい。

説明、議論、法、証言・・・遺言のない場合の相続順位

一八 さて皆さん、皆さん方は証言者を信ずることと思います。私の相手方と同程度の親族がその行動によって彼がこうしたことを正しく、法にしたがつてなしたと明確に証言するならばです。エウポリスは二人の娘を遺しました。一人が今異議を申し立てている相手ですが、プロナベスと結婚しております。もう一人はルシア区のアイスキネスと結婚し、一人息子ですでに成人しているトラシユプロスを遺して死んでいます。一九 法はつぎのように規定しています。父を同じくする兄弟が、子供なく、遺書も遺さず死んだなら、姉妹と、もし別の姉妹からの甥が生まれているならその子に財産を均分に割り当てること、とです。このことを相手方自身知らないわけではありません。彼らの行動がそのことを明らかにしております。エウポリスの子であるアポドロスは子のないまま死んだのですが、トラシユプロスはその半分の財産をとりました。財産は五タラントンを容易に数えられるほどのものでした。二〇 それですから、父と兄弟の財産は姉妹と姉妹の子供に同じ取り分を分けるよう法は規定しているのです。しかし、従兄弟やそれ以上遠くの親族の財産は均分ではなく、女性よりも男性に親族権が優先するようになっていっています。法は言っております、「男性、男性からの子孫が、（女性と）同じ先祖から生まれたのだったら、たとえ親族として（死者から）より遠い場合でも、権利を持つべきこと」。それですから、相手方の女性には何の取り分もないのですし、トラシユプロスがすべてを取るはずなのです、もし私の養子縁組が無効と彼が考えていたならばです。二一 しかし、かの者は最初から私に對し争おうとはしませんでしたし、いまだ財産について異議を申し立ててもいないのです。すべてを正当なこととして認

めていたのです。しかし、今彼女の側に立っている相手方は大胆にも財産すべてに相続権を主張している*のです。彼らの臆面のなさはここまで来たのです。どうぞ法を取って下さい、彼らが犯してこうしたことをしでかした法です。どうぞ読んでください。

法

二二 この法では姉妹と甥とが同じ持ち分を取ることとなっております。これも取り、皆さんのために読んでください。

法

従兄弟も従兄弟の子供も、父方の親族もいなかった場合、そのときに権利のあるべき者の順を定めた上で、母方の親族に相続権が与えられるのです。この法を取ってどうぞ読んでください。

法

二三 これが法が規定していることですが、トラシユプロスは男の親族でありながら何の取り分も取っていません。一方、彼女の側に立つ者たちは女でありながらすべてを取ろうとしているのです。このように臆面なさに何の罪の意識

も持っていないのです。彼らが財産すべてを取る資格があるということとを正当化するために、つぎのような理屈さえ持ち出しているのです。すなわち、トラシユプロスはヒッポロキデスの家に養子として入ったのだということです。彼らの言っているのは真実ですが、彼らの主張は成り立たないのです。二四 何故彼はこの親族より劣っていることになるのでしょうか？ 父方ではなく母方の親族としてエウポリスの息子のアポドロスの財産を取っております。さらに問題の財産を、もし私の養子縁組が無効であると認識していたなら、この女性より優位な権利があるのですから、その親族権に基づいて要求することが出来たのです。しかし、彼はそれほど恥知らずではなかったのです。二五 養子が母の家族から離れることはないのです。彼女は同じ母親であり続けるのです、彼が父親の家にとどまろうと、養子に出されようとする。アポドロスの財産の取り分を奪われることなく、半分を獲得し、相手方女性と共有しているのです。私が真実を言っていることを示すため、どうぞこのことの証人を呼んでください。

証人

二六 かくて氏族成員と兄弟団成員が私の養子縁組の証人となっているばかりではなく、トラシユプロスも異議を申し立てないことよってその行動でアポドロスのなしたことが有効で法になつたことだと認識していることを示しているのです。さもなければ彼はこうした金を手に入れていないのです。

説明と証言・・・トラシユプロスをアポドロスの区へ登録すること

しかしながら、このことについて別の証人も存在しております。二七 私がデルフォイ巡り⁸から帰ってくるまでに、

アポロドロスは同僚区民に私を息子とし、氏族と兄弟団の名簿に登録したこと、財産を私に委託したことを話し、私が帰ってくるより前に彼の身に何かが起こったら、登録簿に私をアポロドロスの子トラシユロスとして登録し、それと違うふうにはなさないよう頼んだのです。二八 同僚区民はこれを聞くと、役職者任命の民会で相手方が非難して私を息子としないよう主張したのですが、彼らの聞いたことと知っていることから犠牲獣にかけて誓い、アポロドロスの頼んだとおりに、私を登録したのです。私の登録はこれほど彼らのもとでは知られていたのです。私が真実を語っていることを示すため、私のために証人を呼んでください。

証人たち

二九 これほどたくさん証人の前で、皆さん、私の養子縁組はなされたのです。アポロドロスには相手方に対する古くからの敵対関係があったのですし、私たちに対しては小さからぬ友情と親密さがあったのです。しかし、たとえ彼にこうした思いのいずれもなかったとしても、つまり相手方に対する敵意と私たちに対する友愛の情がなかったとしても、アポロドロスが彼らにこの財産を遺さなかったことは、私の思いますに簡単に皆さん方に証明できるのです。三〇 死のうとする者は誰でも自分自身のことについて先慮を働かせ、自身の家を相続人なしに遺すことなく、誰かがいて犠牲を捧げ、すべて定め儀式を行うようにするものです。それゆえ、子供なく死ぬとしても、養子を取って財産を遺すものなのです。そして、個人的にこうしたことを図るだけでなく、公的にもポリス国家がこうしたことがなされるよう図るのです。すなわち、法によってアルコンが家に子供がいなくならないよう配慮すべきことを、定めているのです。三一 アポロドロスにとって、もし相手方のために財産を遺せば、自分の家がなくなってしまうことは明らかです。

た。彼は何を目の前にしていたのでしょうか？ 相手方姉妹が自分たちの兄アポドロスの財産を取り、姉妹に子供がいるにもかかわらず彼のために養子に入れようとはせず、姉妹の夫たちが彼が遺した土地と五タラントンに上る財物を売り払い、金を分けてしまったこと、そして家はとても恥ずかしく、恐ろしいほどに相続人もないまま放置されたことではないでしょうか？ 三二 相手方の兄が蒙ったことを知っていたアポドロスが、自らは彼らの友人でさえあれば相手方から定めのことをしてもらえると、しかも彼女たちにとって従兄弟であつて兄弟でもないのに、自分にはそうしてもらえると考えていた、などということがどうしてあり得ましようか？ そんな希望など持ち得ないでしょう。彼らは、アポドロスに子供がないことなどに関心はなく、財産を取り、三段權船奉仕をするほどの家を消えてなくしてしまつたのです。そうしたことを示す証人を、どうぞ呼んでください。

証人

説明と証言・・・話者の性格

三三 彼らがお互いにこうしたふうに接し、私を養子にしたアポドロスにいだく敵意がかくほど大きなものであつたとすれば、彼がなした以上にどんな善いことができたというのでしょうか。そうです、愛する者たちの家から子供を得て養子とし、その子に財産を与える以上にです。しかし、年のゆえに両親でさえ立派な人物になるか何の価値もない人間になるかわからなかつたのです。三四 しかし、アポドロスは私を十分に吟味し、私を試していたのです。私が父と母とにどのようであるかを正確に知っており、家族への心遣い、自分自身のことをどのよう⁹に処するかを知っておりました。テスマテタイの役職を勤めた際には、私が不正でも強欲でもなかつたことをよく知っておりました。何も知ら

ずではなく、よく知って私に自身の財産の権利を与えたのです。三五 それに私は見ず知らずの人間ではなく彼の甥なのですし、私たちによって与えられた恩恵は小さなものではなく大きかったです。私は国家奉仕を嫌うような人間ではなく、彼らが財産の土地分をそうしているように所有地を見えなくしようなどと考えることはありませんし、三段權船奉仕であれ戦争従軍であれ合唱隊奉仕であれその他何であれ皆さん方の命ずることを、ちょうど伯父がそうしたように、なそうと欲している人間です。三六 私は親族であり友人であり恩恵者であり国家奉仕を好む者でありよく吟味をした者、そうした人間であったのですから、こうした養子縁組は思慮ある人間にはあり得ないことだと誰が異を唱えることが出来るでしょうか？ この私は、伯父によって合意されたことの一つをすでに果たしているのです。すなわち、今年のプロメテイア祭での競技奉仕者（ギユムナシアルコス）の役割を熱心に務めたのであり、それは同僚部族民の誰もが知っています。真実を述べていることを示すため、どうぞこのことについての証人を呼んでください。

証人

説明・・・アポロドロスとその父について

三七 私たちがその故に財産を持つに相応しいと主張している、私たちの正義とはこのようなものなのです、皆さん方にアポロドロスとその父のために私たちを助けて下さるようお願いします。皆さん方がこの人たちを無用な市民と見なすことはあり得ようがなく、あらん限り皆さん方のために働こうとしている市民であることを見出すであろうからです。三八 彼の父はあらゆる公共奉仕を果たしてきたのですが、とりわけ毎年三段權船奉仕を続けたのです。しかも、今日のように共同分担制度¹⁰によって〔船を造るの〕ではなく、自分の財産から出費してです。もう一人の

協力者がいるのではなく単独で、しかも二年の間隔を空けずに連続です。そしておぎなりに義務を果たすのではなく、最善の儀装をなしたのです。そのため皆さんは彼の父を表彰してその仕事を記憶に止め、そして息子が財産を奪われた際は、財産を取った者に対して彼に返すように強制し、救ったのです。^{三九} さらにアポドロス自身も、プロナペスのように財産を少なく登録するようなことはなく、騎士級として税を払って相応しい役職を務めるべきだと考えておりました。暴力によって他人の財産を取ろうとしない一方、皆さん方は借金を負うべきではないと考え、財産の高を皆さん方に明らかにしておりました。命ぜられたことは何でも喜んでいましたがいましたし、何人にも不正をなすことなく自らの財産で国家に奉仕しつつ生きようとしておりました。自らにはほどほどの出費に止めるべきだと考え、残りは国家のために捧げ、その出費に十分となるようにすべきだと考えていたのです。^{四〇} その結果、いったいどの公共奉仕を彼が引き受けなかったことがあったでしょうか？ いったいどの臨時財産税を先頭に立って払わなかったことがあったでしょうか？ いったいどんな義務を果たさなかったことがあったでしょうか？ 少年合唱隊の合唱隊奉仕を彼が果たしたときには勝利をかざりました。その際の彼の奉仕精神を記念してあの鼎が立てられております。しかしながら、尊敬される市民とは何をなすべきでしょうか？ 別の者が自分のものではない財産を力ずくで取ろうとしているときに、こうしたことの何一つもなさず、自分の財産は守ろうとすることではありませんか？ 国が金を必要としているときに、先頭に立って臨時財産税を担い、自分の財産を隠さないことではありませんか？ ^{四一} まさしくアポドロスとはそうした人だったのです。これに対して皆さんは正当な恩恵を彼に与えることになるでしょう、自らの財産についての彼の意見を有効なもの皆さんが認めるとすればです。さらに私自身に関して言えば、私の年を考えるかぎり、悪くはない、役立たずではないということ皆さん方は見出されるでしょう。国のために兵士として従軍しましたし、命ぜられたことを果たしております。それが私たちの年代にある者のなすべきことだからです。^{四二} ですから、アポロ

ドロス父子のため、また私たち家族のため、どうかふさわしいご配慮を賜りますよう。とりわけ相手方は三段權船奉仕を担う、資産五タラントンにおよぶ家を破壊、売却して、荒廃させているのです。一方私たちの方はすでに公共奉仕を果たしてきましたしこれからも果たそうとしていっているのです。皆さん方がアポドロスの考えを有効として、私たちにその財産を与えるならばです。

エピローグ

四三 こうしたことを話して私が時間を浪費していると思われないよう、壇を降りる前に皆さん方に思い出していただくべく、双方の論点が何かを手短に明らかにしたいと思えます。私の方は、私の母がアポドロスの妹であり、非常に親密な関係にあつて敵対関係など生じたことがないこと、私は甥として彼が生きて十分な判断力がある間に息子とされ、氏族にもフラトリアにも登録されたこと、そして彼によつて遺された財産を所有すべきであり、相手方に委ねて彼の家を荒廃させるべきではないことを主張しております。しかし、プロナペスは相手方のために何と言つて異を唱えているでしょうか？ 四四 妻の兄の財産の半分、つまり二タラントン半を所有すべきであり、その所有地を受け取るべきことを、彼の妻よりも近い別の親族がいるにもかかわらず、そして義兄に子供を養子縁組させようともせず家を荒廃させたにもかかわらず、主張しているのです。そして同様にこのアポドロスにも養子縁組させようとせず、彼の家も荒廃させることでしよう。さらに長年の敵対関係があり、いまだ和解がなされていないにもかかわらず、彼は主張しているのです。四五 どうぞ、皆さん、以上のことをお考えになり、私が彼の甥であり、相手方は従妹ではないこと、相手方は二つ分の所有地を主張し、私は自分が養子とされた一つ分の所有地しか主張していないこと、相手方は土地を遺した当人と良い関係になかったのに対し、私と私の祖父は故人の恩恵者であつたこと、以上をどうぞ心に留めて

下さい。こうしたことすべてを考慮し、皆さん方自身の中で比較検討し、正義にかなった投票をなして下さいませよう
 お願いします。

これ以上言うべきことはありません。皆さん方が語られたことの何一つも聞き逃していないものと思っております。

註

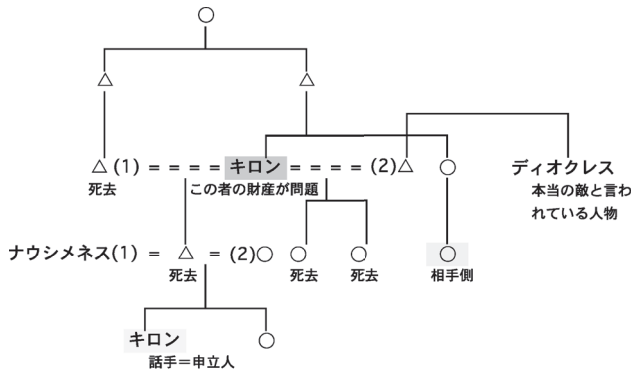
- (1) τοῦ συγγενεῖς Harpocration s. v. γενητῶνに基づき、これを「氏族」の意に解し、「と兄弟団」 *kai phraterei* を補おうとする読みもある。
- (2) 前四一五―四一三年のシケリア遠征の時のことと考えられる。
- (3) 祖父が敵に捕らえられることが前四〇四年に終わったペロポネソス戦争末期に起こったとして、この時アポドロスが成人に達していたのだとすれば、彼は前四二五年までには生まれていたのであろうし、それよりもずっと前に生まれていたわけでもなからう。
- (4) コリントス戦争中、アテナイ軍がコリントス地域で活動していたのは、前三九四年から三九〇年のことである。前註の想定に則れば、この時アポドロスは三〇代の初めくらいになる。
- (5) ἰσποκράτης、エウモルピダイ家が受け継ぐ役職で、エレウシスのデメテル祭祀における高官。アポドロスは生きて帰ったのだから、この遺書は実現されたわけではないと考えられる。つまり、話者の父親は未定である。
- (6) アテナイの暦で第五番目の月。今日の暦の十月から十一月に当たる。子供を兄弟団に紹介するアパトゥリア祭のあるのはこの一つ前の月であるピュアネプシオン月で、養子を紹介する暇が無かったことを暗黙のうちに示していると考えられる。
- (7) タルゲリオン月七日に祝われるアポロン神の祭り。タルゲリオン月は第十一番目の月で五月から六月に当たる。彼のために特別にこの祭りでこうしたことが認められたのかも知れない。
- (8) Πρωταῖος、夏の三ヶ月（スキロフォリオン月、ヘカトンバイオン月、メタゲイトニオン月）の間に一回送られる。
- (9) テスモテタイの職務については、cf. Arist. Ath. Pol. LIX.
- (10) *symphrota* の制度が三段権船建造に導入されたのは前三五七／六年のこととされる。
- (11) 六一七参照。

第八番弁論

『キロンの財産について』

解題・キロンは九十タラントンの目に見える財産とその他多くの貸付金を遺して死んだ。キロンには二人の息子がいたが父より先に子供のないまま死んでいた。キロンの兄弟の息子、つまり甥が彼の財産の相続権を主張した。これに対し、この弁論の話者が異議を申し立てた。自分はキロンの最初の結婚から生まれた嫡出の娘の子供であり、自分が合法的な相続者であるというのが申立て理由である。キロンの土地は現在キロンの義兄、つまり第二の妻の兄であるディオクレスが占拠しているようであり、話者は彼こそが相手方に相続権を主張させた人物で、自分の戦うべき敵だと認識している。本弁論は異議申立に対する裁定裁判で、敵味方という区別があるわけではないはずだが、裁定裁判がそうした戦いの場になる例と捉えることが出来よう。敵対するのは、第一の妻の側の親族と第二の妻の側の親族で、後者に父の兄弟の息子が結びついている。甥側はすでに弁論を終えている。彼らの主張は、話者の母はキロンの嫡出の娘ではないということと、たとえ嫡出の娘であったとしても男系親族の方が優先されるべきだということである。それに対して話者側の主張は、自分の母はキロンの嫡出の娘であるということであり、直系親族の方が優先されるべきだということである。

さて、話者の母の出自を別とすれば、争点は比較的簡単で、娘の息子と兄弟の息子とのどちらに相続の優先権があるかということである。娘が女相続人*であるとき、つまり息子がなくその娘だけが遺されたときには、その娘に対する定められた扱いがあったことが知られている。しかし、この場合、娘はきちんと婚約して結婚し、別の家に入っている。この弁論を基にすれば、こうした場合の相続規定がなかったことが結論されよう。また、これまでにこうした争いの前例があったとしても、その時その時の裁判の場で決定されるのが原則で前例に基づいて判断しようとする



Isaios 8 : キロンの財産について

態度は一般に見られなかったことが指摘できる。かくて、法の隙間に弁論の力の働く余地が多くあることになる。弁論の結果がどうであったかわからないが、この弁論はイサイオスの最高の弁論の一つとみられている。

キロンとその家については詳しいことはわからない。しかし、話者とその父がピトス区の成員であることが確かだ（一九）、またこの名前が珍しいものであることから、現在知られる「前三二六年以前十年間のどこか」に位置づけられるムネシクレスの父「キロン」が話者であるか話者の（兄弟である可能性が高い。また、この弁論の際彼がまだ裁判の経験もなく若いと想定されることと（五）、自分たちは前四〇三／二年前の生まれであると言っていることから（四三）、最も早ければ前三八三年が可能である。そして、この弁論はデモステネスの最初の弁論であるアフォボスとオネートル弾劾の弁論（Dem. XXVII, XXXI）に模倣されている箇所があるから、それらが作られた前三三三年までには作られていたと考えられる。そうした条件の下に現在、前三七〇～三六五年に比定するのが一般である。

〈梗概・・・キロンは嫡子なく死んだが、男兄弟の甥の一人が相続の要求をし、未亡人から財産を受け取った。その後、本弁論の話者が甥を告発

し、自分がキロンの娘の子であり、死者の未亡人が進んで土地を甥に渡し、一部だけを彼に渡して残りの財産を自分のものにしてしようとしたのだと主張した。以上が概要であり、議論は状況証拠に基づいている。娘の子であるとしてキロンの嫡出の娘と言えるのかどうかの問題となっている。これに絡まって資格についても問題となっている。すなわち、甥の側はたとえ彼女がキロンの嫡出の娘であるとしても、彼女は死んでおり、その息子が今異議を申し立てているのであって、女系よりも男系子孫を尊重すべしと命じているかの法に基づき、父側からつながる甥の方が娘の子供より優先されるべきであると主張して争っている。話者は技巧を凝らしてこの法については沈黙し、両親の違いから争い、娘の方が兄弟より死者に近かったことを示し、そうした点で直系の子孫と甥とは違っていると論じている。ここで議論は正義の点では強められているが、法の点では弱い。さまざまな話の組み立ては弁論家自身の能力によって作られている。)

序論

一 皆さん、こうした連中には怒りを禁じ得ません。他人の財産を自分のものだと言い張るばかりか、法に基づく正義を自分たちの言葉によって消し去ってしまおうと望んでいるような連中です。それがまさに今相手側がなさんとしていることなのです。われわれの祖父キロンは子無きまま死んだのではなくありません。嫡出の娘からの子供であるわれわれを残したのですが、相手側は自分たちが最近親者であるとして、その相続権を主張し、われわれは彼の娘の子供ではない、そもそも彼には娘など存在しないのだと主張してわれわれを貶めているのです。二 相手側がこうしたことをなした原因は彼らの強欲さと、キロンの残した財産の大きさにありますが、相手側はこれを力づくで奪取し今も所有しております。そして、彼は何も残さなかったと言いなながらも、同時に相続権を主張する*という厚顔ぶりを發揮している

のです。三 私にとってこの訴えは、相続権を主張した者に向けられたものではありません、フリユア区のデイオクス、オレステスとあだ名される相手に向けられたものとお考え頂かねばなりません。この者が私が相手側にわれわれに対して事を起こさせ、死んだ祖父キロンが残した財産を奪い、皆さんが騙されて彼の話を信じたなら、その何一つも返さないで好いように、われわれをこの危険へと引きずり込んだのです。四 彼らはこうしたことを企んでいるのですから、皆さんはすべての出来事を知った上で——起きたことの何一つも知らないではなく、それについてよく知った上で——、投票をなさねばなりません。皆さんは今までこの他の裁判にも熱心に耳を傾けてこられたのですから、同様にこの裁判にも耳を傾けて下さるようお願いいたします。それが正義なのです。わが国では多くの裁判がなされてきましたが、誰一人なそうとしなかつたほど、相手側は恥も外聞もなくあからさまに他人の財産を求めていることが明らかになるであります。五 皆さん、準備された弁論、真実を言わない証人を向こうにして、これほどの財産に関する争いを挑むのは、裁判にまつたく経験のない者には難しいことです。しかしながら、私は皆さんから正当な権限を得るという大きな希望を、また、正当な権限を語るほどには十分に自身が語り得るといふ大きな希望を、今私に生ずるかも知れないと思われることが生じないという条件付きですが、持っています。皆さん、私は皆さんに好意を持って聞いて下さることをお願いします。そして私が不正を蒙っているように見えたなら、私が正義を得るよう手助けをして頂きたいのです。

六 まず、母がキロンの嫡出の娘であることを、皆さんに示したいと思えます。古い出来事については話や証人が聞いたことに基づき、記憶に留められていることについてはよく知った者を証人とし、さらに証人よりも強力な証拠を用いたいと思えます。このことを明らかにしたなら、キロンの財産は相手側よりもわれわれの方が財産相続にふさわしいことを示したいと思えます。相手側と同じことから始めて、私もまた皆さんにお教えるようにしたいと思います。

説明・証言・議論・・・家の歴史について

七 私 の祖父キロンは従妹である祖母と結婚しました。自分の母の姉の子供です。しかし、祖母は長く一緒に暮らしてませんでした。私の母を産むと四年後に亡くなりました。たった一人の娘と残された祖父は、ディオクレスの妹と再婚し、彼女から二人の息子を得ました。娘を新しい妻の元で彼女からの息子たちと共に育て、まだ息子たちが生きている間に、娘が適齢期になると、八 コラルゴス区のノウシメネスと、衣服と宝石を含めて二五ムナの嫁資を持たせ、結婚させました。しかし、ノウシメネスは三、四年後、われわれの母から子を得る前に、病気のため亡くなりました。祖父は娘を受け入れましたが、ノウシメネスの窮状に鑑み与えた嫁資を取り戻そうとはしませんでした。そして再び私の父に一千ドラクマの嫁資をつけて与えたのです。九 相手側の主張する申立を前にして、こうしたことすべてが実際に起こったことであると、どのようにすれば明白に証明することが出来るでしょうか？ 私は探り、見出しました。私の母がキロンの娘であるかないか、祖父の下で暮らしたか暮らさなかったか、彼女のために二度の結婚を祝ったか祝わなかったか、結婚した兩人が受け取った嫁資はどれ程のものであったか、こうしたことのすべてをキロンが所有していた男女の家内奴隷たちが知っているということとをです。一〇 そのため、すでにある証人に加えて拷問尋問*による証明をなそうと欲したのです。そうすれば、証言しようとする証人について証明を今後得られよう者としてではなく、すでに得られた者として皆さんは信ずることが出来るでしょう。そこで私は、こうしたことやその他彼らの知っているすべてについて問い質すため、男女の家内奴隷を提供するよう相手側に求めたのです。一一 しかし、相手側は今皆さんに自分の証人を信じてくれるよう求めておりますが、拷問尋問を拒んだのです。されば、こうしたことをなすことを望まないことが明らかであるとすれば、彼の証人について、今嘘の証言をなしていると思える、という以外に何があるでしょうか？ こうした証明を拒んでいるのですから。私にはそれ以外の答えがあるとは思えません。しかしな

がら、私が真実を申し述べていることを示すため、どうぞまずこの証言書をとって呼んでください。

証言書

一二 皆さんの公的なことにも私的なことにも、拷問尋問による証明が最も正確なものと考えておられます。奴隷と自由人が並んでいて、何か追求すべき事を明らかにせねばならないときにも、皆さんは自由人の証言を用いず、奴隷を拷問尋問なさるのです。そのようにして皆さんは出来事の真実を見出すように努めるのです。それは理にかなったことです、皆さん。なぜなら、皆さんは、証言をしている者の中には真実ならざる事を証言していると思われる者がいるのに対して、拷問尋問された者はいまだかつて真実ならざることを拷問尋問で言っていると反駁証明された者はいないことをご存じだからです。一三 相手側は人間として最も恥ずべき者たちですが、作り上げられた話と真実を証言しない証人を信じてくれと、こうした正確な証明を拒絶しておいて、皆さんに求めるのでしょうか？ われわれはそうしたことはしません。証言されようとしていることのために拷問尋問をしてくれと求めているのです、一方相手側は拒絶しているのです。かくして、皆さんはわれわれの証言を信ずるべきだと私たちは思うのです。そこで、こうしたことについての証言書を取り、読んでください。

証言書

一四 昔のことを知っているにふさわしい人は誰でしょうか？ 祖父と親しい者たちであることは明らかでしょう。

そこで、こうした人たちが聞いたことを証言しています。誰が母の結婚について知っているはずでしょうか？ 婚約させた者たちや婚約がなされたときに彼らのそばにいた者たちでしょう。それですから、ナウシメネスの親族と私の父の親族が証言をしています。誰が娘が家の中で育てられ、キロンの嫡出の娘であると知っているのでしょうか？ 現今の相手側は行動でこのことが真実であると証言しています、拷問尋問を拒絶しているのですから。それゆえ、われわれの証言者よりもはるかに彼らの証言者の方が信じられない、と皆さんは考えるべきでありましょう。

説明・証言・・・宗教に基づく証明

一五 われわれはこれらに加えて、われわれがキロンの娘の子供であることを皆さんに知って頂くために、別の証明も語ることが出来ます。彼の娘の子供であれば当然のことながら、小さなものであれ大きなものであれ神々に捧げ物をするときに、祖父はわれわれなしには一度たりと犠牲を捧げることはなく、われわれはいつでも一緒におり、一緒に捧げ物をしたのです。そうした犠牲式にわれわれは呼ばれただけでなく、ディオニュシア祭のため地方へわれわれを連れて行つてくれたのです。一六 われわれは祖父と共に行き、祖父のそばに座つて見世物を見たのですし、あらゆるお祭りへ祖父と共に行ったのです。ゼウス・クテシオスに犠牲を捧げましたが、祖父はこの祭りをとりわけ大切にしており、奴隷もよそ者の自由人も参加を許さず、自分ですべてを取り仕切つておりました。これにわれわれは参加し、祖父と共に犠牲獣に手を当て、一緒に捧げ物を捧げましたし、その他の祭りも一緒に行いました。そして、祖父として当然のことながら、彼はわれわれに健康と裕福を与えてくれるよう声を上げて祈つたのです。一七 しかしながら、われわれを娘の子供であると考えていなかったとしたら、また彼に残された唯一の子孫であると感じていなかったとすれば、こうしたことの何一つもなさなかつたでしょうし、彼のかたわらには、今彼の兄の子供であると主張している者た

ちを置いていたことでしょう。これらすべてが真実であることは、祖父の召使いたちがもつともよく知っているのですが、相手側は拷問尋問に出すことを拒んでおります。しかし、祖父に親しい何人かもこの明白な事実を知っておりますから、私はその者たちを証人に提出します。どうぞ証言書を取り読んでください。

証言書

説明・議論・証人

一八 さらに、われわれの母がキロンの嫡出の娘であることは、こうしたことからだけでなく、われわれの父の行動からも、また同じ区の奥方たちの彼女に対する態度からも明らかなのです。父が母を娶った際には、結婚の披露宴を催し、自分の三人の友人を親戚と共に招待しましたし、兄弟団の人たちにはその慣例に則り祝宴を催しました。一九 同じ区の奥方たちはその後彼女をピトス区のデイオクレスの妻と共にテスモフォリア祭の先導者を選び、母はその妻とともに慣例の儀式をなしたのです。われわれの父は、われわれが生まれた際には、兄弟団に私たちを紹介しましたし、現今の慣習に従い市民の正当な妻からの子であることを誓ったのです。兄弟団の誰も反対しませんでしたし、それは真実でないとい異議を申立てでもしませんでした。彼らは数多くいましたし、注意深く事を見守っていたのです。二〇 皆さん方はつぎのようにお思いにならないでしょうか。もし、われわれの母が相手側が言っているような人物であったとすれば、われわれの父は結婚披露宴を催したり、祝宴を開いたりせず、すべてのことを隠そうとしただろう、また、同じ区の奥方たちが彼女をデイオクレスの妻と共に儀式の管理役となり聖なる権限を持つ者に選ぶことはせず、こうしたことを別の誰かに委ねただろう、兄弟団がわれわれを受け入れることはなく、もし、われわれの母がキロンの

嫡出の娘であると認められていないとすれば、非難しそれを証明しようとしたら、というようにです。しかし実際は、事実が明白であり、多くの者がこのことを知っているために、どこからもこうしたことへの異議は申立てられておりません。以上について私が真実を申し述べていることを示すため、証人を呼んでください。

証人

説明・証人・・・キロンの埋葬

二一 さらに、皆さん、祖父が死んだときのディオクレスの振る舞いからも、われわれがキロンの娘の子供であると認められていたことが容易にわかります。私は私の家から葬儀を出そうと、親族の一人である父の従兄弟を連れて、遺体を運ぶため赴きました。家の中にディオクレスはおらず、私は中に入り、担ぎ手を連れて来ていたので、運び出す用意が整いました。二二 ところが祖父の連れ合いが、この家から彼の葬儀を出したいと願い、われわれと一緒に祖父の遺体を扱いきれいにしたいと言い、それを泣いて嘆願したのです。私はそれに従ったのです、皆さん。そして、ディオクレスのところに行つて、証人のいるところで、私はここから葬儀を出すとしよう、あなたの妹がそうすることを願うから、と言ったのです。二三 デイオクレスはこれを聞くと反対はせず、葬儀に必要なものうち買ってしまったものもあるし、手付金を払ったものもあると言ひ、これらは私から返して貰うべきだと主張しました。彼が購入したものの金額を私が返し、彼が手付金を支払っていると主張しているものを受取人に私が会うことで同意がなされました。するとすぐに彼は何かにつけ、キロンは何も遺さなかったと言ひ始めました、私が祖父の財産について何も言いもしないのです。二四 しかし、私がキロンの娘の子供でなかったとしたら、こうした同意をなすことはなく、つぎのよ

うに言ったことでしょうか、「お前は誰だ？ お前がなんで葬儀を行うのだ？ 俺はお前を知らない。家に入るな！」。これが彼が言うべきことです。そして彼が今他人が言うように説得したことです。しかし実際は、こうしたことを彼は言いませんでした。明日の朝に金を持って来いと言っただけです。以上について私が真実を申し述べていることを示すため、これらについての証人を呼んでください。

証人

二五 彼ばかりではありません、今相続権を主張している*相手側の男もこうしたことは言いませんでした。この者はディオクレスに買収されて相続権を主張しているのです。そして、彼は私を持って行った金を受け取るうとはせず、相手側から翌日受け取ったと主張しているのですが、私は葬儀に参加するのを妨げられず、すべての儀式に参加したのです。使った金については、相手側やディオクレスが払ったのではなく、祖父の遺したもののの中から支払われたのです。二六 しかし、キロンが私の祖父でなかったとしたら、私を押し出し、閉め出し、葬儀に参加するのを妨げるのが、彼としてやるべきことだったでしょう。私にとって彼との関係はそれとは違ったものでした。私は彼が祖父の兄弟の子供として儀式のすべてに参加することを認めていたのですが、彼の方は、言っている無謀な主張が真実であるとすれば、私の参加を認めることはできないのですから。二七 しかし、真実の重みにぶちのめされたのでしよう、私*が墓で話をし、ディオクレスを非難して、財産を盗もうとこの者に私に對する相続権を主張するように説得したと言った時には、何事ももぐもぐと言うことも出来ず、今主張しているような無謀なことも言い出せませんでした。以上私が真実を主張していることを示すため、どうぞ証人を呼んでください。

証人

小括

二八 皆さんはどうして私の言ったことを信ずべきなのでしょう？ 証言によってではないのでしょうか？

私はそう思います。どうして証人を信ずるのでしょうか？ 拷問尋問のゆえではないのでしょうか？ もっともなことです。どうして相手側の弁論を信じないのでしょうか？ 証明を拒絶しているゆえではないのでしょうか？ それが必然です。私の母がキロンの嫡出の娘であることを私が示した以上のどんなやり方でもっと明瞭に示すことが出来るのでしょうか？ 二九 昔のことについて伝聞の証人を提出しました。まだ生きた人がいる場合は、それぞれのことをよく知った者を提出しました。私の母が祖父の下で育てられ、娘と認められており、二度結婚し、二度婚約したことを知っている者たちを提出したのです。さらにすべての点についてこの者たちが、あらゆる事実を知っている者たちの拷問尋問を拒絶していることを示しました。オリュンポスの神に誓って、これ以上に強力な証明を語ることは出来ません。しかし、語られたことだけで十分であると私は判断しております。

議論と法律・・・相続順について

三〇 さて、私が相手側よりもキロンの財産に権限があること、それをこれから示したいと思います。私の思うのに皆さんにとっては明らかではありません。親族の中でより近いのは、彼と共に血を同じくする者ではなく、彼から生まれた者たちであるというのです。（一体どうしてでしょうか？ 前者は親族と呼ばれるだけです、後者は死

者の子孫なのですから)。さはさりながら、彼らは相続権を無謀にも主張しているのですから、法そのものからもつと正確にこのことを示しましょう。三一 もし、キロンの娘である私の母が生きていたとして、祖父が遺書も書かずに死に、相手側が兄弟の子ではなく兄弟であつたとした場合、彼には娘と結婚することを求める権利はありませんが、財産を求める権利はありません。財産は彼と娘との結婚から生まれた子に、成人から二年後に行くのです。そのように法は命じているのです。されば、娘が生きていてもその財産権を持つのは彼ではなく、子供たちなのです。娘が死んでいて子供であるわれわれが残つていれば、彼らにはなく私たちに財産を継承する権利があることは明らかです。

三二 さらにこの法ばかりでなく、虐待罪*に關する法からも明らかです。もし、祖父が生きていて、必需品が足りない場合、虐待罪に問われるのは彼らではなく私たちなのです。法は先祖を養うことを命じていますから。先祖とは父のことであり母のことであり、祖父、祖母、そしてもし生きているなら、彼らの父、母のことです。彼らは家族の源であり、彼らの財産はその子孫に受け渡されて行くのです。それですから、子孫は、たとえ先祖が何も遺さなくとも、彼らを養わなければなりません。では、どうして正しいことでしょうか、もし何も遺さないとしたら、養わない場合、われわれが虐待罪の責任を持ち、何かを遺したなら、相続するのはわれわれでなく相手側であるというの。まったく正しいことはありません。

三三 親族の最近親者と比べ、子孫のそれぞれについて近しさの度合いを皆さんに問うてみたいと思います。そうすれば最も容易に知ることができるところです。キロンの娘と兄弟、どちらが近い家族でしょうか？ 娘の方であることは明らかです。娘は彼から生まれたのに対し、兄弟はともに生まれた者だからです。娘の子供と兄弟とはどうでしょうか？ 明らかに子供たちです。直系の子孫であつて、傍系の親族ではないからです。かくして、われわれが兄弟よりも上であるとすれば、兄弟の子供である彼よりもはるかにわれわれが上だということになりました。三四 しか

し私は、一般に認められていることを何度も語って皆を悩ましていると、自分が思われるのではないかと恐れております。と言うのも、皆さんは皆、父親や祖父やさらにそれより遠くの先祖からの財産を、相続権に異議を申し立てられることなく直系で受け継ぎ、相続しておられますし、これまで誰かにこうした訴えが起こったということを私は知らないのですから。それですから、虐待罪に関する法を読み、すべてのが起こった所以、それを示すべく努めたいと思います。

法律

説明と議論・・・キロンの財産を取ろうとしたディオクレスの試み

三五 キロンは、皆さん、フリユア区の農地——それは容易に一タラントンになります——と、市域にある二軒の家——一軒は沼地のディオニユシオス神殿の近くにあり、賃貸に出して一千ドラクマを生み出しております、もう一軒は彼自身が住んでいたものですが、十三ムナになります——、以上を所有しておりました。さらに貸し出している奴隷が・人、女奴隷二人と少女奴隷一人に、住んでいる家の家具があり、奴隷を入れて大体十三ムナになります。彼の目に見える財産は全部で九十ムナ以上になります。しかし、これらの他に少なからぬ金を貸し出しており、そこから利息を得ています。三六 この財産についてディオクレスは妹とともに、キロンの子供が亡くなった直後の昔から、策謀をめぐらしていたのです。妹はまだ他の男から子どもが生まれる可能性があったのに彼は結婚させようとはしませんでした。彼女がキロンから離れた場合、キロンはふさわしいやり方で自分の財産を処理しようとするでしょうが、そうしないように狙ったのです。あなたとの子を妊娠したと思うと彼女に言わせて、キロンの下に留まるよう説得したので

す。さらに彼女に言い聞かせて流産したふりをさせ、キロンにいつでも自分の子どもが生まれると希望を持たせました。そのため祖父はわれわれを養子として彼の息子とはしなかったのです。そして、彼は私の父を、祖父の財産を狙っていると言つて、いつも中傷していたのです。三七 そうして祖父が貸し出しているあらゆる取引金と利子を徴集するよう説得する一方、⁸目に見える財産を自分に都合良く扱うよう説得し、世話とへつらいによって老人に道を誤らせ、祖父のものすべてを把握するにいたつたのです。彼は私が当然の権利に基づいて、祖父が死んだ際には、これらすべての権利を求めると知っておりましたが、私が訪ねたり、世話をしたり、一緒に過ごすことを妨げませんでした。祖父がいらだち自分に怒りを発するのではないかと恐れていたのです。しかし、私に対し相続権を主張する者を着々と準備しておりました。成功した場合に少額を与えることを約束していましたが、実は自分がすべてを取ろうとしていたのです。その者には祖父が何かを遺したとは認めず、何もないと言っていたのです。三八 祖父が死ぬや、葬儀を先んじて準備はじめ、証人たちの証言をお聞きになったように、私に金を持つてくるように命じました。しかし後には相手側から受け取つたように装い、私からははや受け取ろうとはせず、かたわらに押しやり、祖父を埋葬したのはかの者で私ではないと思わせようとしたのです。相手側が、祖父は何も遺さなかったと彼は言っていたのにもかかわらず、この家や祖父の遺したその他のものに対する相続権を主張すると、私はこうした面倒な状況で祖父の遺体を力づくで動かすべきだとは考えませんでした。それは私の友人たちも賛成してくれたことです。そんなことはせず、私は一緒に儀式に参加し、一緒に埋葬したのです。その費用は祖父の遺したものから支払われました。三九 かくて必要に迫られて私はこうした行動をとつたのです。しかし、彼らが皆さんに私は葬儀の費用を何も出していないと言つて、私よりも有利な立場に立たないよう、神事解釈者*に相談し、彼の助言により自分の分を支払い、九日目の犠牲式を申し出て、出来る限り豪華になるよう準備したのです。それによって彼らの瀆神罪⁹を打ち負かそうとしたのです。彼らがすべてを支

払い、私は何も支払っていないと思われることないよう、同様に私も支払っていると思われるようにそうしたのです。

説明と証言・・・ディオクレスの性格について

四〇 起こった出来事、それによってこの裁定裁判*に私たちが関わるにいたった出来事とは、およそ以上の通りです。もし、皆さんがディオクレスの恥知らずぶりをお知りになったら、またその他のことについて彼がどういう人間だかご理解なされたら、私の言うことを信じずにはいられないかと思えます。今彼は、彼をお偉方になっている財産を持っておりませんが、実はそれは彼のものではないのです。母を同じくする三人の姉妹が女相続人*として遺された際、自らを彼女たちの父の養子としたのです。その父は何の遺言も遺していないというのです。四一 二人の姉妹の財産をその夫が回収しようとしたときには、年上の妹の夫を家に閉じ込め、策謀をめぐらして市民権を剥奪したのです。彼は傲慢罪*で訴えられました。まだ罰せられておりません。つぎの妹の夫は召使いに命じて殺し、召使いを海外に逃した上、その責任を妹に転じたのです。四二 この畜生にも劣る行為で妹を恐れさせ、さらにはその息子の養育者*となつてその財産さえ奪つたのです。その土地を彼はまだ保持しており、息子には石だらけの土地をいくらか与えただけなのです。以上、真実を語っていることを示すため、彼の犠牲者たちは彼を恐れています。おそらく私のために証言してくれるでしょう。そうでないとしても、事情をよく知った証人を提出いたしました。では、まず彼らをここに呼んでください。

エピソード

四三 かくほどこの男は放埒かつ強引で、姉たちに財産を盗んだままなのですが、今あるものでは満足せず、まだ何の罰も受けていないのを好いことに、祖父の財産をわれわれから奪おうとするにいたつたのです。相手側に二ムナを——¹⁰そうわれわれは聞いていますが——与えて、われわれを財産のみならず祖国まで奪われる危険に陥れているのです。なんとすれば、皆さんが騙されてわれわれの母が市民ではないと信じてしまわれれば、われわれは市民でなくなるからです。われわれはエウクレイデスがアルコンの年¹¹以後の生まれなのです。彼のしかけた訴訟はわれわれにとって小さなものなどと一体どうして言えましょう？

四四 われわれの祖父と父が生きている間は、どんな訴えも起こされず、何の申立てもありません。しかし、彼らが亡くなると、たとえ今日われわれが勝利したとしても、拭い得ぬ不名誉を蒙ったことになります。なぜなら、われわれは相続権主張の申立て*を、この穢れ深きオレステスのお陰で受けたからです。この者は姦夫として捕まり、そうした行為を為した者にふさわしい仕打ちを受けたのですが、事情を知る人たちの証言しているとおり、それにも拘わらずそうした行為を止めようとしなかつたのです。

さて、この者がどうした人物か、皆さんは今お聞きになりましたが、今一度より詳しくお知りになることだと思います。祖父が遺したこの財産についてわれわれが踏み込むときに、です。

四五 私は皆さんにお願ひし、嘆願申し上げます。祖父が遺したこの財産についてわれわれが侮辱されるのを、そしてそれを盗まれるのを見過ぎさないでください。皆さんそれぞれが出来る限りの力でわれわれを助けて下さい。皆さんは以下のことの十分な証明を、証言から、拷問尋問か

ら、法そのものから得ております——われわれはキロンの嫡出の娘からの子供です、われわれは祖父の子孫として、彼の財産を継承する資格を相手側よりもはるかに有しております。四六 どうぞ皆さんがそれを誓った上で判決を下す誓いを、われわれが語った話を、法を、思い出して下さい。正義のある方にどうぞ票を投じて下さい。

これ以上語るべき事を知りません。皆さんは語ったことの何一つも聞き逃していないと思います。どうぞ最後の証言書を取って下さい、彼が姦夫として捕まったことが示されています。どうぞ読んでください。

註

- (1) 何を暗示しているか不明。
- (2) 空白を想定せず、単数にして絶対属格に変える読みを採用した。
- (3) 第六番目の月ボセイデオン月にディオニュソスを祀って各地方で行われる祭り。日は固定されず、それぞれの地方が決める。
- (4) 前四世紀に鉱山業で富裕となった家の一員。前三七〇年代、三六〇年代に公共奉仕者として名前がいくつか出る。より重要なのは、ここから話者とその父がピトス区の出身であることがわかること。なお、話者の敵とされるフリユア区のディオクレスとは別人。
- (5) 第三番弁論註七参照。
- (6) 人数が欠落していると考えられている。
- (7) つまり、話者を養子とすることによって。
- (8) このあたり、*proquadan*を挿入する読みを取っているが(Wyse自身は空白を想定する)、読みはやや不確かである。
- (9) *ignovitia* 通常「聖物強奪罪」を表すが、ここではやや広く「神への冒瀆」の意味で使つていよう。瀆神罪であるのは、祖父と孫から聖なる権利を奪うから。
- (10) 二百ドラクマ。
- (11) 前四〇三／二年。

用語集

異議申立て *ἀμφισβήτησις*、異議を申し立てる *ἀμφισβητέω*・・・死んだ者の相続権や遺された女相続人*の後見権を主張して出される申立て。その内実を取って「相続権主張」「相続権を主張する」とも訳している。

女相続人 *εὐτελής*・・・父親が死に男の相続人を遺さなかった場合、その娘は女相続人という特別の立場になる。女性には相続権が認められないため、彼女自身は相続人として行動できないが、財産は彼女と共に結婚を通じて移動し、その息子のものとなる。法は、そうした結婚が可能となるようさまざまな配慮を定めている。

嫁資 *πρόις*・・・結婚する女性に持たせる財産。これを持たせることは法によって定まっていることではないが、特に富裕な家の場合娘にこれを持たせることが通例。これを夫は使用できるが、離婚や死別で女性を元の家に戻す場合や男子が生まれぬまま終わった場合、この財産をまるごと返す必要があった(返さない場合に起こされるのが嫁資返還訴訟*である)。それによって女性は無一文にならず、守られることとなった。

嫁資返還訴訟 *δική προικός*・・・離婚した妻に嫁資*を返さない場合、この訴訟が起こされる。また、扶養料

訴訟*も参照のこと。

偽証罪訴訟 *δική ψευδομαρτυρίας*・・・証人の証言が偽証であるとして訴える訴訟。宣誓証言*の証人に対しても用いられる。訴訟の性格からして、ある訴訟を受けての第二次的な訴訟となるが。最初の裁判の証言の際に、公式にその内容に反対してこの訴訟に進む意志を宣言し、判決の結果次第で実際にこれに進むかどうかを決めるやり方もあった。三度別の機会に偽証した者は自動的に市民権を剥奪される。

虐待罪訴訟 *γραφὴ κακώσεως*・・・両親、女相続人*、孤児、孤児の財産に対する虐待罪が *Arist. Ath. Pol. 56. 6* に挙げられている。

後見人 *κλῆρος*・・・女性は法的行動を起こす際、男性の後見人が必要だった。未婚の女性あるいは家にもどつた未亡人の場合、彼女の父や兄弟、父方の伯父叔父がこれに当たるのが普通だった。結婚した女性の場合、通常夫がこれに当たった。

公訴 *γραφὴ*・・・市民であれば(市民権資格に制限が設けられてないかぎり)誰でも提起できる訴訟の形態。市民全体に関わる犯罪と考えられ、そのため刑罰は私訴*の場合よりも重く、訴えた者も私訴よりも重く報われる。ただし、五分の一以上の投票を取れない場合は、重い罰を与えられる。現在二五ほどの犯罪がこの訴訟

の形態を取ることが知られている。なお、市民であれば誰でも訴えることの出来る訴訟は弾劾訴訟*などこの他にもいくつか知られる。

傲慢罪訴訟 *πρασῑ ἰβραος̄* . . . ヒュプリスは相手の尊厳を傷つける行為や態度を言う。そうした行為や態度は市民の誰でもが訴えることの出来る、ポリス全体に影響を及ぼす犯罪であった。

拷問尋問 *βάσανος̄* . . . 奴隷の証言を得るには拷問尋問によるしかなかった。真実は奴隷の場合、肉体を痛めてたたく出すしかないと考えられたのである。逆に市民は拷問尋問にはかけられないことが保証されていた。奴隷を拷問尋問にかけるには所有者に了解を取る必要がある、所有者はそれを断ることが出来た。拷問のやり方は、車輪を用いて手足を引き伸ばすやり方だったと考えられる。

裁定裁判 *δικασκατία* . . . 有罪無罪を決めるのではなく、どちらの主張を是とするかを決める裁判。相続問題や後見人などを決めるのに用いられる。イサイオスの残された一二の弁論のうち六つが裁定裁判のものである。裁判供託金 *πρωταίσιον* . . . 訴訟手数料と訳した *πρωτόστασιον* と共に裁判に関わる費用であるが、二つがどう違い、どれくらい払ったのか詳細はわからない。

市域監督官 *ἀστυνόμος* . . . 一〇名からなり、五名はペイ

ライエウスを、残り五名がアテナイ市内を扱う。市域の清掃管理や秩序を保つ役割を担った。cf. *Arist. Ath. Pol.* I. 2

私訴 *ἰσκή* . . . 被害を蒙った当事者およびその関係者のみが提起できる訴訟の形態。現在この形態に当たる罪状として三〇以上が知られている。なお、この語は「正義」から始まって「裁判一般」をも表す。「私訴」は専門用語として公訴*に対立する訴訟形態を表す用法である。

市民詐称訴訟 *πρασῑ ἐπιτάσιος̄* . . . 外人が市民と偽って暮らしているとして訴える裁判。公訴*。有罪となれば奴隷としてアテナイの外に売却される。

神事解釈者 *ἐπίτησις* . . . 神に関わる法について解釈したり、相談に乗ったりする人。

宣誓証言 *δικαιοπραγία* 宣誓証言を提出する *δικαιοπραγέειν* . . . 裁判進行中、予備審議の段階で宣誓証言を提出すると、その証言は真実と信じられて裁判の進行を止めることが出来る。たとえば、相続を争っている場合、現在相続している被告側に正当な理由があるという宣誓証言が出されれば、それが信じられて財産の争いは止められる。相手側はその証言に対する偽証罪訴訟*を出して、まずそれを争うよりほかはない。この手続きは最初多くの訴訟に対して用いられたが、並行訴訟*の

普及に伴い、前四世紀半ばには相続に関わる訴訟に限られるようになった。ただし、この手続きに入る者は、争っている財産の十分の一を裁判供託金として預ける必要があった。偽証罪訴訟に敗れた場合その金は没収された。

相続権主張 *ἀποσβήσις*、相続権を主張する

ἀποσβήσις：「異議申立、異議を申し立てる」を参照。

相続請求 *ἐπιδικασία*：「死者の財産を受け継ぐ権利があるとして出される。これに異議が申し立てられた*

場合、裁定裁判*に持ち込むか、宣誓証言*の手続きをとって相手側の出方を見るかが取られる方法である。後者の場合、相手方が偽証罪訴訟*を起こしたなら、それを受けて立つこととなる。

訴訟手数料 *ταρίχασις*：「裁判供託金」を見よ。

即刻裁判 *ἐπιδικασία*：宣誓証言*などの手続きをとらず、

直ちに裁判に進むやり方。相続問題などで強力な証明を持つている場合、こちらの方が手取り早い。

對抗宣誓 *ἀντιμυσία*：予備審理において原告被告双方が自分の言い分が正しいことを誓う。それぞれが誓う誓いが對抗宣誓である。

弾劾訴訟 *ἐπισημασία*：公職者に対する弾劾訴訟が良く知られているが、女相続人*や孤児の虐待に対してものが用いられた。『第三番』四五一―四六にその特色と

使われる理由が述べられている。公職者に対する弾劾訴訟は、民会ないし評議会に直接訴えることを特色とするが、これは役人に訴えたとされている。また、望む者が女相続人を助けられるとし、公訴であることを示しているが (cf. *Arist. Ath. Pol.* 56. 6)、通常の公訴 *γραφὴ* では五分の一以上の投票を取れない場合は罰則があったが、この弾劾訴訟にはなかったことが示されている。

扶養料訴訟 *ὄκνη στροφῆς*：女性が離婚しても前夫が嫁資を返還しない場合、嫁資返還訴訟*が提起されるが、全額を返還する代わりに月々定まった利子を払うことも出来る。これはその女性の扶養料ということになるが、この利子の支払いが滞ったとき、この訴訟が提起される。

並行訴訟 *παρὰπαρά*：前四〇〇年頃に導入されたもので、相手の訴訟が成り立つのかを問題にする訴訟成立を確認するための訴訟で、進行中の訴訟を一時棚上げにして、こちらを優先して解決しなければならぬ。すなわち、相手の訴訟を一時止める効果を持つ。これによって本来の原告は被告となり、被告が原告となる。この導入によって宣誓証言*の手続きと取って代わられることとなった。デモステネスの七つの弁論、イソクラテスの一弁論がこの手続きによるものと考え

られ、リュシアスの一弁論がこれかあるいは宣誓証言によるものと考えられている。
養育者 *επιτροπος*、養育者となる *επιτροπειω*・・・父に死なれて孤児となった者を養育する者。父の兄弟あるいは

は母の兄弟などがなるのが普通。養育された者が成人し、養育者によって財産を篡奪されたと訴えるのが、「養育者に関する訴訟」 *δίκη επιτροπής* である。